

〔地方行財政対策〕

1 地方分権の推進について

地方分権の推進は、地域の特性に応じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで不可欠です。

平成18年12月に「地方分権改革推進法」が成立したことを受け、昨年4月より調査審議を開始した地方分権改革推進委員会においては、本年5月に「第1次勧告」を提出し、さらに8月には「国の出先機関の見直しに関する中間報告」を取りまとめられました。国の出先機関の見直しは、第二期地方分権改革にとって最も重要なテーマの一つです。今後行われる「第2次勧告」において、全国知事会が平成20年2月に推進委員会に提出した提言を踏まえ、出先機関の抜本的な改革につながる勧告をされるとともに、権限移譲に併せて、必要となる財源を一体的に移譲することや、組織・人員の徹底した合理化の推進など大胆な改革についても明確にされることを求めます。

また、政府においては、第1次勧告を受けて「地方分権改革推進要綱（第1次）」を決定されたところですが、第1次勧告よりも表現が曖昧になった部分もあるなど、各省庁が何ら具体的な根拠も示さないまま激しく抵抗しており、実現に向けて課題が多い状況にあります。政府は、表現が曖昧となっているすべての権限移譲について早急に結論を明確にするとともに、移譲範囲を広げる努力をし、特に道路・河川の権限移譲については、全国知事会や都道府県との協議を通じ、移譲対象となる道路や河川の整備・管理に係る事務量や必要人員、予算等を明らかにした上で、移譲前と同水準の事務を執行するために必要な財源措置等を速やかに示されるべきです。

今後、政府におかれては、内閣総理大臣の強いリーダーシップのもと、地方分権改革推進本部において、地方六団体が提出した「地方分権の推進に係る意見書」や推進委員会の勧告を踏まえ、地方六団体と事前に十分協議の上「地方分権改革推進計画」を作成され、「地方でできることは地方が担う」、「自己決定・自己責任」、「地方の自立（律）と連携」、「国と地方の二重行政の解消」の4つを基本原則として地方の求める真の地方分権改革を進められることを強く求めます。

については、次のとおり施策の充実・強化を提案します。

- (1) 「地方でできることは地方が担う」という原則の下、国と地方の役割分担をより一層明確化したうえで大胆に見直し、地方で行うべきものについては、事務・権限と財源を一体的に移譲すること。また、国の出先機関の廃止・縮小による国と地方の二重行政の解消、国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小、国庫補助負担金総件数の大幅削減や直轄事業負担金の廃止により、国・地方を通じた行政の簡素・効率化を推進すること。

- (2) 地方が、自主・自立的な行財政運営ができるよう、当面、国税と地方税の税源配分 5 : 5 を目指して、国から地方への一層の税源移譲を進め、地方税財源の充実・強化を図ること。

税源移譲にあたっては地域間格差が拡大することのないよう、地方消費税の充実などにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に検討を行うとともに、移譲財源の一部を各地方公共団体の共通財源と位置付け、調整する仕組みの構築について検討を行うこと。

- (3) 地方税制の見直しのみでは、地方公共団体間の財政力格差を解消することは困難である。

地方交付税については、社会保障関係の経費が増大し続ける中、住民生活を守り、地域の活性化が図られるよう、地方財政計画に地方の単独事業を中心とした財政需要を適切に反映させ、その総額を復元・増額し、財源保障・財源調整の両機能の充実を図ること。

併せて、現在の地方の財源不足を解消するため、法定率を引き上げるとともに、国から恩恵的に与えられるものではなく、地方固有の財源であることを明確にするため、国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」とすること。

- (4) 地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、地方の意見を反映させるため、政府と地方の代表者等が対等・協力の立場で協議を行う「(仮)地方行財政会議」を法律に基づき設置すること。

また、「(仮)地方行財政会議」が設置されるまでの間、「国・地方の定期意見交換会」を維持し、協議を継続的に行うこと。

- (5) 道州制の検討に当たっては、平成 19 年 1 月に全国知事会が取りまとめた「道州制に関する基本的考え方」の「道州制の基本原則」を前提とすること。

また、道州制は、国と地方双方の政府を再構築するものであることから、国と地方が一体となった検討機関を設置し、中央省庁の解体再編を含めた中央政府のあり方及び地方の役割、地方公共団体の条例制定権の拡充・強化の方策、自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築等について、具体的に検討すること。

なお、道州制議論にかかわらず、地方分権改革推進法に沿って、第二期地方分権改革を着実に推進すること。

2 市町村合併の積極的な推進並びに合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するための施策の展開について

地方分権の担い手である市町村が、基礎自治体として行政サービスの維持・向上と行政の効率化を図るためには、市町村合併は不可欠の課題です。

このため、平成 17 年 4 月 1 日に施行された市町村の合併の特例等に関する法律（以下「合併新法」という。）の下でも、各県における市町村合併の状況に応じて都道府県に与えられた権限やその政策手段を総合的に活用しながら、市町村合併を進める必要があると考えます。

については、市町村の合併の特例に関する法律の下で合併した市町村に対し引き続き支援を行うとともに、各県の状況に応じた市町村合併をさらに推進し、分権型社会に向けた体制を整備するため、次のとおり施策の充実・強化等を提案します。

1 合併した市町村に関する支援策

- (1) 合併市町村補助金については、各交付年度において合併市町村の需要に応じた交付がなされるよう、年度当初で適切な予算措置を講ずること。また、合併前から引き続き実施している事業や、他の補助事業の対象となっている事業であることなどから、現在、同補助金の対象外とされている事業についても、対象となるよう対象要件の緩和を図るとともに、補助事業の弾力的な運用を認めること。
- (2) 合併市町村において周辺部となる旧町村地域の不安や懸念を払拭するために、県が特別に講じる各種の対策に対して、必要な財源措置を講ずること。
- (3) 1 島 1 町村や山間奥地など合併への制約が極めて大きいにもかかわらず、合併した市町村については、今後とも、医療や交通対策等住民生活に密着した行政サービスの維持・向上が図られるよう、地方交付税による措置の継続や拡充などの特別な財政措置を講ずること。
- (4) 合併特例債の対象事業については、できる限り幅広く弾力的に運用されること。また、市町村合併支援道路の対象となる国道、県道及び市町村道にかかる直轄事業及び補助事業については、その対象要件の緩和など弾力的な運用を行うこと。

2 合併新法下での合併に関する推進策

- (1) 都道府県の構想に位置付けられた構想対象市町村及び合併市町村において合併により必要とされる事業については、合併推進債の対象事業として、可能な限り幅広く弾力的に運用すること。特に、公営企業（上水道事業、下水道事業、病院事業）にかかる合併に伴う増嵩経費に対する一般会計からの出資及び補助についても合併特例債と同様に認めるほか、地域経済の活性化効果が高く合併市町村基本計画の達成に資する

事業にあっては、交付税措置を引き上げること。また、都道府県が合併市町村の一体化を促進するために行う道路整備事業についても、必要十分な事業を行うことができるよう弾力的な運用を行うこと。

- (2) 1 島 1 町村や山間奥地など合併への制約が極めて大きい地域については、今後とも、合併により医療や交通対策等住民生活に密着した行政サービスの維持・向上が図られるよう、地方交付税による措置の継続や拡充などの特別な財政措置を講ずること。
- (3) 合併困難な市町村に対する特別な方策について、第 27 次地方制度調査会答申において引き続き検討するとされているが、合併新法の下でもなお、地理的条件等により合併困難地域となる市町村に対する方策について、これらの市町村は、我が国の国土保全等に大きな役割を果たしており、行政サービスの維持などの観点を踏まえ速やかに示すこと。

3 九州・山口地方における社会資本整備の推進について

九州・山口地方における道路、下水道、公園等の社会資本の整備は、全国水準に達しておらず、とりわけ新幹線、高速道路、空港、港湾などの広域交通ネットワークやＩＴ革命の推進に対応した情報通信基盤の整備は、住民の利便性向上のみならず、各種の機能強化と地域活性化のための緊急な課題であり、事業の実施に当たっては、地域間格差の是正という視点が必要です。

更に、毎年のように台風・集中豪雨・少雨・火山活動等による各種の被害を受けており、砂防・治山・治水・高潮対策等の国土保全や農山漁村整備対策なども、九州・山口地方にとって緊急かつ重要な課題です。

また、低所得者等の居住の安定の観点から、高度成長期に大量供給された公営住宅等の公共賃貸住宅の更新及び改善による良質な住宅の確保が必要です。

については、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築し、美しく、暮らしやすい国土の形成を図るとともに、九州・山口地方におけるシビルミニマムとしての社会資本の整備を重点的に促進するよう提案します。

4 地方税財政対策について

平成 20 年度地方財政対策では、特別枠としての「地方再生対策費」の創設などにより、地方交付税が臨時財政対策債を含め約 4 千億円増額され、一般財源も交付団体ベースで 6 千億円増額されました。しかしながら、これは主に地方税の偏在是正に伴う暫定的措置によるものであり、地方交付税が累年にわたり大幅に削減されたことや、今後とも社会保障関係経費の増大等が見込まれること、さらに、平成 14 年 2 月以来拡大基調にあった我が国の景気は、後退局面に入ったとされており、地方の税収の落ち込みが懸念されるところであり、ますます厳しい状況が予想されるところです。

このような中で、本年 8 月に示された地方財政収支の仮試算では、来年度の地方交付税は 6 千億円のマイナスになっており、地方としては到底受け入れられるものではありません。

政府に対しては、引き続き住民生活に必要なサービスを行うために必要な財源の総額が安定的に確保されるよう強く求めるとともに、地方公共団体の財政状況を十分認識し、一層の地域間格差の是正に努め、各地方公共団体の毎年度の予算編成に支障が生じることのないよう次の事項に適切に対処されるよう提案します。

(1) 地方分権に対応した地方税財源の拡充強化等

現下の地方財政は、依然として大幅な財源不足の状況にあります。地方財政の借入金残高は平成 20 年度末には 197 兆円となる見込みとなっていますが、今後その償還負担の増大や社会保障関係費の自然増が見込まれるところであり、これにより将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されています。

一方で、地方分権が実行の段階を迎える中、地方公共団体は地域における行政を自主的かつ総合的に広く担うこととされており、重点的かつ戦略的な IT 施策の推進、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、少子・高齢社会に対応した総合的な地域福祉施策の充実、循環型社会の構築など環境問題への対応、生活関連社会資本の整備等の増大する重要政策課題に係る財政需要に適切に対応することが求められています。

このような状況の中で、特に、財政基盤の脆弱な地方公共団体にあっては、地方一般財源が乏しく、これら重要政策課題の推進はもとより地域の実情や地域経済の動向に即応した弾力的な財政運営が難しい状況にあり、このため、地方公共団体においては、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の重点化を図り、財政体質の健全化に積極的に取り組んでいるところでもあります。

自主・自立的な行財政運営ができる真の地方分権を確立する観点から、国と地方の税源配分の見直しを行い、与党税制改正大綱で示された方向性を踏まえ、消費税を含

む税体系の抜本的改革に取り組み、分権時代に相応しい地方税制を早期に構築し、地方税財源の拡充強化を図ること。

地方における歳出規模と地方税収入の乖離を縮小する視点から、国と地方の役割分担を踏まえつつ、地方の歳出に見合った税財源の確保に近づけるよう税源移譲を行い、国税と地方税の税源配分を5：5にするとともに地方消費税の充実等により偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系を構築すること。

今後、確実に増嵩が見込まれる医療、福祉等の社会保障や教育、警察、消防といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくため、その財源として、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税を充実すること。

新設の地方法人特別税は、実質的に地方の税であり、税制の抜本的改革の際は、速やかに地方税として元に復すること。

地域間の税源偏在について、地方法人課税の分割基準の見直し、地方譲与税の譲与制限等により適切に対応するとともに、財政力の格差について地方交付税により適切に是正すること。

日本銀行の国庫納付金相当額を法人関係税の課税対象とすること。

国税における租税特別措置については、地方税への影響を遮断するとともに、地方税の非課税措置・特例措置等についても、極力、整理合理化を図り、新設・改廃等は地方の意見を踏まえた上で対応すること。特に、社会保険診療報酬に対する事業税の非課税措置については、早急に見直しを行うこと。

個人県民税については、負担分任の性格を有する地方税の基幹税であり、その充実を図ること。

法人事業税における電気供給業、ガス供給業などに対する収入金課税は、その事業の特殊性に適した課税方式であって、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

不動産取得税については、県の貴重な自主財源であることから、標準税率引き下げの特例措置等を見直し、その安定的確保を図ること。

ゴルフ場利用税については、県及び市町村の貴重な自主財源であることから、現行制度を堅持すること。

自動車税について、移転登録・抹消登録時の納税確認を義務付けるなど、地方税の徴収率向上や納税者の視点に立った徴税事務の改善を図ること。また、割賦販売代金が完済された所有権留保付き自動車について、所有権移転の代位登録ができるようにすること。

軽油引取税や自動車取得税は、安定的な税収が期待でき、ほとんどの税目で大都市への税源偏在が課題となる中で、逆に地方税収ウエイトが大きい貴重な税目であることから、暫定税率による上乘せ分を含めた税率水準を堅持すること。

地方債資金については、長期低利の良質な資金を安定的に確保すること。また、平成 19 年度から実施された高金利の公的資金の繰り上げ償還については、引き続き平成 21 年度まで継続して実施されることとなったが、地方の深刻な財政状況を踏まえ、要件である実質公債費比率の引き下げ等により、条件を緩和して、公債費負担のさらなる軽減を行うこと。

平成 20 年度創設された地方道路整備臨時貸付金の継続及び更なる負担軽減などの充実策を検討すること。

「地方公営企業等金融機構」が発行する債券（公営企業金融公庫が発行し、機構が承継する債券を含む。）に係る、非居住者、外国法人（外国投資信託の受託者である場合を含む。）が受け取る利子のうち、「社債、株式等の振替に関する法律」上の振替債に係るものについて、非課税とすること。

(2) 国庫補助負担金の改革等

国庫補助負担金については、地方から既に提出済みの「国庫補助負担金等に関する改革案」を着実に実施し、一層の一般財源化を進めていくとともに、存続する国庫補助負担金については、地方公共団体が自主的・自立的な行財政運営を図れるよう、運用・関与についてなお一層の改革を推進すること。

国の財政再建のための単なる地方への負担転嫁は断固として受け入れられないこと。

地方超過負担については、早急に実態把握を行い、単価・対象・数量差等に対し、具体的な改善措置を講ずること。

維持管理に係る直轄事業負担金は、本来管理主体が負担すべきことから、直ちに廃止すること。さらに、直轄事業負担金の廃止検討に当たっては、インフラ整備が遅れている地域において、必要な事業が遅れることのないよう配慮すべきこと。また、直轄事業の実施及び負担金の算定については、地方との事前協議制度を早急に確立すること。

歴史的、地理的、社会的事情等の特殊事情に鑑み、沖縄県など特定地域において講じられている補助制度等に係る特例措置については、平成 16 年 11 月の政府・与党合意を踏まえ、その趣旨が損なわれることのないよう、引き続き必要な措置を講ずること。

後進地域特例法に基づく国庫負担割合の引上制度については、地方の経済基盤の強化により都市と地方の格差是正を図る主旨を全うできるよう、その算定方式の見直し等を行うこと。

(3) 地方交付税総額の復元・増額及び財源調整機能・財源保障機能の回復

地方公共団体が、自己決定・自己責任の原則に基づいて、自らの選択と財源により自主的・自立的な行政運営を行っていくためには、今後、国と地方の適切な役割分担を踏まえつつ、税源配分の抜本的な見直しを行い、地方歳出と地方税収入の乖離を縮小し、地方分権時代に相応しい地方税財政基盤を構築する必要があります。

しかし、三位一体の改革の名の下に 5 . 1 兆円もの地方交付税等の大幅な削減が行われたことにより多くの地方公共団体の財政運営が困難になっている状況を踏まえると地方公共団体間の財政力格差を是正し、一定の行政水準を維持・確保するためには、何よりも地方交付税の財源調整・財源保障の両機能が十分に発揮される必要があることから、地方の財政需要を適切に反映させた上で地方交付税総額を復元するとともに、その総額を増額すること。

現下の地方財政は、過去の累次の経済対策や長期かつ巨額な財源不足への対応から、建設地方債（財源対策債）や特例地方債（臨時財政対策債）の増発を余儀なくされるなど、厳しい状況が継続しており、これに適切に対処しうよう、地方交付税について、「基本方針 2006」により固定化された地方歳出の水準に固執することなく、これを見直し、社会保障関係経費の増大、地域活性化のための単独事業費といった地方の財政需要を地方財政計画に適切に反映させた上、適正な法定率を設定し、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方財政全体として必要な額を復元すること。

財政基盤が脆弱であり、また他地域に比べて遅れている社会資本の整備等、地域社会の活力を維持していくための諸課題の山積、地域が抱える様々な条件的不利といった地方公共団体の実情を踏まえて、様々な条件を抱える地方公共団体の実情に応じた財政需要を適切に積み上げるなど、財政運営に支障を来さないよう財源調整機能・財源保障機能の回復を図ること。

特に、交付団体・不交付団体の歳入・歳出見通しを明らかにし、検証した上で、地方公共団体の財政力の格差是正のための十分な対策を講じること。

地方交付税が国から恩恵的に与えられているものではなく、地方固有の財源であることを明確にするため、国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」とすること。

地方財政計画の見直しについては、年々増加する社会保障関係経費などの必要経費を補填するために、やむを得ず必要な投資的経費を削減してきた結果生じた決算乖離を理由に、これ以上地方単独事業を削減しないこと。また、平成 20 年度に創設された「地方再生対策費」については、その総額を増やすとともに、その配分に当たっては、地方税の偏在是正による財源を活用する主旨に鑑み、地理的に不利な条件や財源に乏しい点など、厳しい地域の実情を十分に反映するよう努めること。

本格的な少子高齢化社会への対応が求められる中、乳幼児や障害者等への医療費

助成、私学高等学校生徒の授業料軽減措置などは、住民生活の安心を下支える事業として、多くの地方公共団体において広く実施されている。

このように、全国的に共通し、定着している事業が今後とも継続されるよう、標準的な行政サービスとして新たに基準財政需要額に算入すること。

「頑張る地方応援プログラム」については、地方を活性化していくために頑張る地方を応援するという趣旨に鑑み、従来の地方交付税の中で対応するのではなく、別枠として所要の財源を措置すること。

累積した地方債の償還に対応できる健全な財政構造の確立を図る見地から、財源対策債等の償還費については十分な額を交付税措置すること。

地方交付税の算定については、今後も透明性の確保に努めその予見可能性を高めるとともに、地方の財政需要の実態を的確に把握する制度設計を行うこと。

中期地方財政ビジョンについては、地方六団体を参画させた上で、早急に策定すること。また、地方財政が社会保障や公共事業など国の財政に連動する部分が多いことを考慮し、国の中期財政ビジョンもあわせて策定すること。

地方交付税法改正法案が年度内に成立しなかったことに伴い、地方においては一時的な資金手当を強いられ、借入利息等の負担が生じていることから、その補填を確実にすること。

三位一体の改革時と同様に、一方的に地方交付税が削減されるようなことがないよう、地方交付税総額の決定など地方財政対策の確定にあたっては、検討段階から地方と十分協議を行い、地方の意見を確実に反映する国と地方の協議の場として、「（仮）地方行財政会議」を法律により設置すること。

〔地域振興対策〕

5 景気及び雇用対策について

我が国の景気回復は、このところ弱含んでおり、先行きについては、当面、弱い動きが続くと見られ、九州・山口地方においては、全国に比べて完全失業率が高く、また、有効求人倍率は低い水準にあるなど、雇用情勢は依然として非常に厳しい状況にあります。特に建設業に働く労働者は、公共投資の縮小や景気低迷に伴う民需の縮小により、雇用面において厳しい状況に置かれています。

このような中、本年1月「日本経済の進路と戦略」が閣議決定され、日本が目指すべき経済社会の姿と、それを実現するための今後の経済財政運営の中期的な方針が示されたところであります。

今後とも、九州・山口地方においては、企業倒産やリストラによる離職者対策がさらに必要であることから、中小企業対策の強化や地域の特性を踏まえた新産業の創出が喫緊の課題となっており、また、域内総生産に占める公共投資の割合が高く、事業費に占める用地費比率が低い当地域においては、公共事業が景気・雇用の下支えをしています。

については、経済の活性化と雇用の安定を図るため、次のとおり提案します。

- (1) 地域雇用創造推進事業の拡充や建設労働対策として建設業離職者の雇い入れ企業に対する支援策の充実など、地方の実態に即したきめ細かな雇用対策や人材育成対策に向けた総合的な支援措置を講じること。
- (2) 中小企業振興対策の充実強化を図るとともに、経済の活性化及び新たな雇用の確保のための新事業創出に向けた支援施策の充実強化を図ること。
- (3) 高速道路等公共事業の九州・山口地方への重点投資を図ること。

6 特定地域の振興対策について

国土の均衡ある発展と活力に満ちた個性豊かな地域づくりを推進するためには、社会資本の整備をはじめ各般の地域振興施策を積極的に行う必要があります。

特に、過疎化、少子・高齢化の著しい特定地域における住民福祉の向上、雇用の増大、地域間格差の是正等を図るため、次のとおり施策の充実・強化を提案します。

(1) 離島振興対策の推進

汚水処理人口普及率が全国平均に比べ特に低く大幅に整備が遅れている離島部での、公共下水道・農業集落排水事業及び漁業集落排水事業における補助率の嵩上げ

離島の特性を生かした農林水産業、観光等産業振興対策の充実、交通基盤の整備、高度情報通信ネットワークのための情報通信基盤の整備及び割高となる流通コスト等の不利な条件を克服するための対策の推進

離島における治水事業や農業用水対策事業の推進及び海水淡水化施設整備事業についての財源措置等水資源の恒久的確保対策の充実強化

離島架橋の建設推進

離島地域における国税(所得税・法人税)の特別償却制度、及び地方税の課税免除等に伴う減収補填措置の延長・拡充

(2) 石炭後遺症の解消

特定鉱害復旧事業実施のための出資金債の償還利息に対して引き続き特別交付税措置を講ずること。また、浅所陥没等被害に関する指定法人業務の円滑な実施に対し支援すること。

新たなばた山崩壊及び「ばた山防護施設」に大規模災害が発生した場合には、適切な措置を講ずること。

(3) 半島振興対策の推進

交通・高度情報ネットワークその他通信体系の整備及び高齢者福祉の増進に係る支援措置の拡充並びに地域文化の振興に係る支援施策の拡充

半島地域の立地特性を生かした地場産業関連施設の整備及び農林水産業の振興並びに観光・レクリエーション等第三次産業の振興を図るための税制・金融上の措置の拡

充

半島地域における国税（所得税・法人税）の特別償却制度、及び地方税の不均一課税に伴う減収補填措置の延長・拡充

（４）山村振興対策の推進

山村地域の活性化を図るため、地域資源を活用した新たな産業の育成、都市と山村の交流促進等、定住・生産基盤の整備を図ること。

（５）地方拠点都市地域の整備

法附則第２条に基づき、平成１４年８月１日に示された基本方針の見直し内容を踏まえ、基本計画の目標期間を迎える各拠点地域において行われる全体的な事業の評価・見直し等の結果に即した支援メニューの新設等を検討するとともに、地方拠点都市地域の整備が一層推進されるよう、支援措置等の拡充・強化を図ること。

（６）旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業の円滑な実施

旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業を円滑に実施できるよう十分な財源の確保を図ること。

（７）過疎地域自立促進対策の推進

過疎地域自立促進特別措置法は平成２１年度末をもって失効することとなるので、引き続き総合的な過疎対策が継続されるよう、新たな制度を創設すること。

過疎地域における国税（所得税・法人税）の特別償却制度、及び地方税の課税免除等に伴う減収補填措置の延長・拡充

（８）郵政民営化における条件不利地域への配慮

郵政民営化後の離島・過疎地域など条件不利地域における郵便、貯金、保険の各サービスの維持など、住民生活の利便性の確保、向上を図ることについて最大限配慮すること。

（９）中山間地域等における、いわゆる「限界集落」の存続や活性化のための対策の推進

限界集落の存続や活性化のための取組が実施できるよう、地方交付税の拡充などの財源措置を講ずること。

財源措置が講じられるまでの間、限界集落の存続や活性化に資する直接的な財政支援制度の創設・拡充を図ること。

(1 0) 原子力発電施設等周辺地域振興対策の推進について

原子力発電施設等の周辺地域については、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づき、地域の防災に配慮しつつ、総合的かつ広域的な整備に必要な措置を講ずること等により、これらの地域の振興が図られてきたが、同法が平成 2 2 年度末で失効するので、引き続き総合的な振興施策が継続されるよう法律期限の延長を行うこと。

併せて、同法に基づく振興計画事業のうち、国の負担割合の特例対象となる事業の範囲を拡大するとともに、負担割合を嵩上げするなど財政上の措置を講ずること。

7 中心市街地・中小小売商業活性化対策の充実・強化等について

中心市街地は、地域社会の中でふれあいの場や暮らしの広場、更には文化・伝統の保持・振興を担う等大変重要な役割を果たしています。

しかしながら、車社会の進展、消費者ニーズの多様化等の環境変化に加え、郊外への大型店の相次ぐ出店により、空き店舗が増加する等、中心市街地は急速に空洞化が進行し、地域の活力低下が懸念されています。

特に、近年、中心市街地の核店舗となっている大型店が閉店され、又はその恐れがある事例が続発しており、中心市街地の集客力低下や都市機能の低下が更に進む恐れがあります。

このような状況のもと、国においては、都市機能の市街地への集約と中心市街地のにぎわい回復を一体的に推進するため、いわゆる「まちづくり三法」を改正し、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを目指して取り組まれていますが、中心市街地を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。

また、改正中心市街地活性化法に基づく基本計画については、市町村が都道府県を経由せず、直接国に認定申請する仕組みとなっていますが、広域的な観点からの調整を図り、計画に盛り込まれた関連事業の実効性を確保するためには、都道府県の意見を反映させる必要があります。

ついては、認定中心市街地以外の地域に対する支援も含め、次のとおり中心市街地・中小小売商業活性化対策の拡充・強化を提案します。

- (1) 空き店舗対策等商店街活性化支援のための財源の確保
- (2) 改正中心市街地活性化法に基づく基本計画の認定制度及び中心市街地商業活性化基金の地方都市の実情にあった弾力的運用並びに同基金の継続
- (3) 街なかに大規模集客施設の誘導が可能となるような支援や仕組みの一層の充実
- (4) 市町村が中心市街地の活性化に関する基本計画を作成するために必要な支援
- (5) 改正中心市街地活性化法に基づく基本計画の認定申請に際し、都道府県の意見を反映させる仕組みとなるよう制度を改正
- (6) 地域の実情に応じて準都市計画区域制度が活用しやすくなるよう制度を見直し

8 アジア・太平洋地域の発展に寄与する地域の形成について

沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画において、沖縄はその地域特性を生かし、平和交流、技術協力等の国際貢献や経済、学術、文化等の多角的な面からアジア・太平洋地域の発展に寄与する地域を形成することが位置付けられています。

このため、我が国がアジアと世界の架け橋となることを目指す「アジア・ゲートウェイ構想」の推進に当たって、沖縄県が主要な拠点としての役割を担っていくことが重要であると考えております。

このように、沖縄県が、アジア・太平洋地域における人、物、情報の結節点として、海外との交流はもとより、国内他地域との連携・交流の拡大を図るためには、那覇空港の国際水準の空港としての拡張整備、那覇港の国際流通港湾としての開発整備並びに国内外の航空路線網の拡充及び海上輸送コストの低減が大きな課題です。

ついては、アジア・太平洋地域の発展に寄与する地域の形成に資するため、次のとおり要望します。

- (1) 那覇空港の沖合への空港施設の展開等及び那覇港の整備
- (2) 国際旅客・貨物便に係る着陸料及び航行援助施設利用料の低減
- (3) 海上輸送コストの低減措置

〔農林水産業の振興対策〕

9 食料・農業・農村政策の推進について

我が国の農業・農村を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化の進行、さらには、輸入農産物の増大をはじめとした国際化の一層の進展など大きく変化し、農業経営はもとより、地域経済全体の活力や国土保全機能を維持してきた地域社会にも大きな影響を及ぼすことが懸念されており、また、基本計画で定めた自給率向上に向けた取組の強化が喫緊の課題となっています。

また、近年、BSE、高病原性鳥インフルエンザの発生や食品の偽装表示問題など消費者の食の安全性に対する信頼が大きく揺らいでいるほか、WTO農業交渉やEPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）交渉の進展に伴い、産地の構造改革が一層迫られる状況となっています。

このような情勢を踏まえ、国においては、平成17年3月に策定された「食料・農業・農村基本計画」に基づき、農政全般にわたる改革を着実に進められているところです。なかでも、平成19年度から実施された水田・畑作経営所得安定対策については、戦後の農政を根本から見直すものとなっています。

ついては、これら施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、次のとおり施策の充実・強化を提案します。

(1) 輸入農産物対策に対する適切な対応

WTO農業交渉やEPA・FTAに対する適切な対応

ねぎ、生しいたけ、畳表等の日中農産物貿易協議会等の協議を通じた適切な対応
米国産牛肉の安全性の確保、現行輸入条件の堅持

(2) 農業生産（米・麦・大豆、畜産、野菜・果樹等）対策の充実・強化

米・麦・大豆

ア 「米政策改革大綱」を着実に実現するため、米の生産調整が確実に実施され、担い手の経営安定が図られるような措置の充実・強化

イ 米・麦・大豆の生産対策等の充実・強化

畜産

ア 循環型社会の構築に即応した畜産環境対策の推進

イ 畜産物価格・経営安定対策の充実・強化

ウ 家畜衛生・防疫対策の強化及び悪性伝染病が発生した場合の防疫対策や農家支援策に取り組む地方公共団体への財源措置

エ B S E に関連した農家経営安定対策、死亡牛の適切な処理や B S E 検査、及び産地食肉センターへの支援等の B S E 関連対策の継続実施

野菜・果樹

ア 野菜・果樹産地の構造改革促進を図るため関連施策の充実・強化

イ 難防除病害虫対策としての施設・資材等のための緊急的な事業創設

ウ 野菜生産農家の経営安定のための関連施策の充実・強化

さとうきび

ア さとうきびの生産振興を図るための共同利用機械・施設整備等関連施策の継続実施

イ 土壌害虫対策としての総合的な対策事業の創設

(3) 多様な担い手の育成・確保対策の充実・強化

新規就農者対策の充実・強化を図ること。

集落営農の育成・法人化については、地域の実情に応じたきめ細やかな支援など、集落営農の経営発展に対する施策の充実・強化を図ること。

他産業からの農業参入に対する支援の強化を図ること。

(4) 担い手の農業経営に対する支援

水田・畑作経営所得安定対策については、引き続き、農家に理解され活用しやすい内容へと改善を図るとともに、地域の実情に応じた担い手の育成につながるよう、関連対策の充実を図ること。

野菜価格安定制度については、再生産が確保され、担い手の経営安定が図られるとともに、都道府県の財政負担軽減につながるような制度の充実・強化を図ること。また、果樹共済制度の充実を図ること。

さとうきび・でん粉原料用さつまいもの品目別経営安定対策については、地域の実情に応じた担い手の育成につながるよう、関連対策の見直し・充実を図ること。

(5) 環境保全型農業の推進

赤土等土砂流出防止対策に係る支援措置の充実・強化

植物検疫上、規制対象となる病害虫のまん延防止及び根絶並びに侵入防止に必要な措置の充実・強化

マイナー作物等の生産安定を図るため、農薬登録における対象作物をグループ化し、農薬の適用作物の拡大を推進する。

生物多様性の保全をアピールするために検討されている「生きもの認証マーク」については、既に先行している特別栽培農産物認証制度等との違いを明確にするとともに、農業者が取り組みやすく、消費者に分かりやすい制度とすること。

(6) 農村の総合的な振興対策の充実・強化

農業農村整備事業の円滑な事業推進を図るための地方財政措置の充実

土地改良施設の適正な保全管理のための事業制度の拡充及び土地改良区の運営基盤の強化・再編への支援並びに農家負担軽減対策の強化

(7) 農地・水・環境保全向上対策の充実・強化

地域ぐるみの資源保全活動と環境保全活動の定着促進のための支援の充実・強化

有機農業に取り組む農業者は、エコファーマーを取得しなくても営農活動の支援の対象とすること。

県や市町村で行う実施確認等の事務量に見合う推進交付金を確保するとともに、事務負担が極力小さくなるよう更なる見直しを行うこと。

(8) 中山間地域等の活性化対策の充実・強化

営農条件や定住条件の整備促進の強化

中山間地域等直接支払制度の意義・役割の堅持と平成 22 年度以降の継続

イノシシなど有害鳥獣による被害防止のための、国庫補助事業の採択要件の緩和や自衛捕獲を行う場合の狩猟免許制度の改善などに対する対策の充実・強化

(9) 都市と農村の交流の推進

グリーン・ツーリズム等の展開など就業機会の確保対策の充実・強化

(10) 消費者への啓発活動と農産物消費拡大対策の充実・強化

消費者の視点に立った食の安全・安心対策への取組み強化と風評被害防止対策の充実

食生活の見直しに直結した国内農産物の消費拡大対策の充実・強化

飲用牛乳等の消費拡大対策の充実・強化

家畜伝染病発生時における風評被害防止のための迅速・正確な情報の提供

(11) 現場の実態に応じた試験研究の推進

公的試験研究機関における指定試験事業、提案公募型農林水産研究事業等に対する支援措置の充実・強化

地球温暖化等気象変動に対応した米等の品種育成や品質向上対策及び被害回避・予測技術に関する試験研究に対する支援の充実・強化

(12) 農産物輸出対策の充実・強化

新規輸出品目に対する輸出先の輸入許可手続の改善など通関・検疫対策の充実・強化

海外における日本産の偽装表示対策等の推進

輸出関連情報の収集・提供体制の整備

米国向け輸出みかんの検疫条件の緩和

10 W T O農業交渉及び日豪E P A交渉における適切な対応について

加盟各国・地域における貿易の国際ルール確立のため、2000年3月に開始されたW T O農業交渉については、これまで多くの協議がなされてきたが、去る7月に開催された閣僚会合の結果、先進国と途上国との意見の溝が埋まらず、合意に至らなかったところだ。

今回の会合では、我が国の重要品目の取扱い等に関する主張について、各国の主張との間に隔たりがあり、調停案に十分に反映されないなど、非常に厳しい交渉でした。

一方、我が国と豪州との経済連携協定（E P A）については、両国がそれぞれ具体的品目を挙げて相手国への自由化要求などを提示した「リクエスト・オファー」文書の交換が行われ、豪州側から日本の農産物を含む全品目について、原則関税の即時撤廃が、また、日本側からは、米などの主要5品目などを関税撤廃の対象から除外することなどが提示されたが、両国の主張は真っ向から対立しております。

豪州が日本への輸出に関心を寄せている農林水産物の多くは、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖など我が国にとって極めて重要な品目であり、これらの品目は日豪間で大きな生産格差があります。このため、これらの品目において関税が撤廃されるなど、今後の交渉の結果いかんによっては、我が国の農業や関連産業など地域経済に壊滅的な打撃を与えることはもとより、農業・農村が有している多面的機能が損なわれ、現在進めている農業の構造改革の取り組みに支障を来すこととなります。仮に、関税など農産物の国境措置が全廃された場合、国内の農業生産額が約3兆6千億円減少するほか、食料自給率は12%に落ち込み食料安全保障が完全に崩壊するなど、我が国の農業や関連産業、国民に甚大な影響が及ぶと試算されています。

よって、国においては、今後進められるW T O農業交渉や日豪E P A交渉について、国民の理解を得ながら、国際的な役割を果たしつつ、日本の農林水産業が壊滅的な打撃を受けることがないように、粘り強く対応されるよう以下のとおり、強く要望します。

(1) W T O農業交渉に対しては、以下の事項を特に要望する。

これまでの交渉の状況や調停案を踏まえ、今後の我が国の交渉のあり方について十分検討を行うこと。

各国の農業生産条件の違いを踏まえ、引き続き、関税の上限設定には強く反対するとともに、重要品目については、産地が壊滅的な打撃を受けないよう、十分な品目数及びその取り扱いの柔軟性を確保すること。

国際化に耐えうる産地育成及び食料安全保障の観点から、国内農業の競争力強化や自給率向上のための対策の更なる充実を図ること。

交渉再開に備え、我が国の主張に対する関係国の理解拡大に努め、食料輸入国の食料安全保障にも配慮したバランスのとれた合意形成を図ること。

(2) 日豪EPA交渉に対しては、以下の事項を特に要望する。

米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの重要品目については、関税撤廃の除外の対象とするなどの例外措置を確保すること。特に、重要品目の関税撤廃要求は、担い手育成などの努力を無にし、我が国の農業の崩壊につながるため、断固拒否すべきであり、豪州が我が国の重要品目について十分配慮しない場合は、交渉の中断も含めた厳しい姿勢をもって臨むこと。

11 農林水産業用燃料・資材価格高騰対策について

農林水産物価格が低迷する中で、近年の原油高や国際的な肥料需要の増加は、農林水産業用燃料・資材価格の高騰を招き、農林水産業に大きなダメージを与え、その経営は危機的局面に立たされています。

こうした状況は、国際的な需要・供給・投機等に起因しており、農林水産業に従事する生産者の自助努力により解決できる範囲を遙かに超えています。

国はこれまでも省エネルギー化促進のための各種支援措置を講じられていますが、農林水産物の安定供給並びに農林水産業経営の健全化を図るため、下記の事項について対策を強化するよう強く要望します。

1 燃油価格の高騰に対する速効性のある支援措置の創設・拡充

農林業において、燃油価格の高騰に対する必要な補填措置等、速効性のある支援措置を創設すること。また、燃油高騰水産業緊急対策について、必要に応じた対策の拡充を行うこと。

2 燃料・資材の低廉化について

急激な価格の高騰による影響を緩和する仕組みなど農林水産業用燃料・資材の低廉化を図るための措置を講じること。

3 価格・経営安定対策の充実強化について

燃料・資材等の価格高騰による生産コストの増加等に対応できる価格・経営安定対策の充実強化を図ること。

4 制度資金について

農林水産業経営の資金繰りが急速に悪化しているため、無利息運転資金の創設等、農林水産業制度資金の充実強化を図ること。

5 農水産物の適正な販売価格実現のための取組強化

燃料・資材価格高騰に伴う生産コストの上昇分が農水産物の販売価格に適切に反映されるとともに、価格の上昇による消費減退が生じないように、消費者や流通業者等の理解醸成や、それらを基礎とした再生産可能な販売価格の実現に向けた国の取組を強化すること。

6 水産業における省エネルギー技術開発について

新たな推進機関の導入や発光ダイオードを使用した集魚灯など、省エネルギー化のための技術開発を推進すること。また、その導入に際し支援を行うこと。

7 施設園芸等における省エネルギー対策

施設園芸等における省エネルギー対策や新エネルギー利用のための技術開発並びに普及を促進すること。また、その導入支援の強化・拡充を行うこと。

12 高病原性鳥インフルエンザ対策について

高病原性鳥インフルエンザは、鶏等の死亡率が高く、感染力も極めて強いため、養鶏関係者が最も恐れる家畜伝染病であるとともに、人の新型インフルエンザの出現も懸念される疾病です。

平成 19 年 1 月から 2 月にかけて、宮崎県内の 3 か所の養鶏農場において本病が相次いで発生しましたが、国や各都道府県の協力のもと関係者が一丸となって、家畜伝染病予防法や本病に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、発生農場の鶏の殺処分や発生農場を中心とした半径 10 km 以内の区域の移動制限等のまん延防止対策が迅速かつ的確に行われ、3 月 1 日に終息しました。

これらの移動制限措置等の影響は、養鶏農場のみならず、食鳥処理場やふ化場などあらゆる養鶏関連事業者の経営にも甚大な被害を与えました。

本病が発生した場合、発生農家に対しては、家畜伝染病予防法に基づく一定の補償制度と任意の互助制度があるが、同法の移動制限措置により影響を受けた周辺農家に対しては、その補償が不十分であるとともに、食鳥処理場やふ化場などの養鶏関連事業者に対しては、休業補償などの支援措置がないのが現状であり、県内の養鶏農家や養鶏関連事業者から不安の声が多く聞かれており、その支援措置の充実が必要です。

また、家畜伝染病予防法に基づくまん延防止のための防疫措置には、多くの人員と多大な経費が必要となることから、県の財政が厳しい中では国の支援拡充が必要です。

さらに、本年 4 月から 5 月には、韓国のほぼ全土に及ぶ地域において本病の発生が確認されるとともに、国内においても同時期に野鳥から本病ウイルスが分離されたことから、我が国でも再び発生する危険性が高まっています。

ついては、本病の円滑な防疫措置の実施と農場等への影響を軽減するため、家畜伝染病予防法に基づく移動制限措置等に係る支援策を充実するよう強く要望します。

- (1) ウイルスの侵入経路の解明を早急に行い、防疫対策を強化すること。
- (2) 家畜伝染病予防法等に基づく移動制限措置に起因する養鶏農場や養鶏関連事業者の収入減少等の損害に対する国の支援を充実すること。
- (3) 高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、県や関係機関が要した経費について、特別交付税措置の充実・強化を図ること。

13 配合飼料の価格高騰対策について

配合飼料価格については、依然として高値で推移しており、農家段階においては、配合飼料価格安定制度が活用されているものの、実質的な影響は年々大きくなり、このままでは、畜産業を重要な産業とする九州・山口各県においては、計り知れない大きな打撃を受けることになります。

これまで、各県においては、自給飼料の増産やエコフィード等の未利用資源の利用拡大、畜種別の生産性向上対策など、様々な対応策に積極的に取り組んでおり、また、国においては、畜産物価格関連対策等に加え、6月には、畜産物政策価格の期中改定及び追加緊急対策が示されたところであるが、これらの取組でこの状況を乗り切ることが困難であると考えております。

については、各県畜産の今後の持続的な発展のため、引き続き、配合飼料価格高騰対策について、次のとおり施策の充実・強化を強く要望します。

- 1 配合飼料価格安定制度の安定運用のための財源確保及び制度の一層の充実強化を図ること。
また、農家の経営安定を図るための畜産物価格・経営安定対策を充実・強化すること。
- 2 国産飼料に立脚した畜産経営への移行を促進するため、飼料用米等の国産飼料原料の生産や利活用の促進など自給飼料基盤を強化するための施策を充実すること。
- 3 生産コスト上昇分が小売り価格に適正に反映されるよう、マスメディア等を活用した全国規模での消費者・流通業者等の理解醸成の取り組みを強化すること。
- 4 代替飼料の確保を図るため、とうもろこしの代替えが可能な新たな飼料原料として、DDGS(エタノール蒸溜粕)や幅広い食品残さ等の利用技術の開発やその導入促進を図ること。

14 森林整備法人の経営改善について

九州・山口地方各県の森林整備法人は、これまで、国の拡大造林政策の推進役として約65,000haの人工林を造成するなど、森林資源の造成と適切な管理による公益的機能の確保並びに山村地域の振興等に大きく貢献してきました。

一方、地球温暖化防止のための森林吸収源対策の推進を図っていく上でも、林業経営意欲の低下した森林所有者に代わって健全な森林の整備を担う森林整備法人の役割は益々重要となっています。

しかしながら、森林整備法人の運営は、財源を補助金や借入金に依存せざるを得なかったことから、現下の木材価格の水準では、投下資本の回収はおろか、借入金等の償還の見通しがたたず、危機的な状況に直面しています。

国では、森林整備法人に対する追加的な支援措置も講じられているところですが、各県の厳しい財政状況の中で経営改善に係る抜本的な効果を期待するのは困難であり、不透明な木材価格の動向の中で、森林整備法人が長期的に経営の安定を図ることは困難な状況です。

森林整備法人の経営安定を図りつつ、森林の持つ公益的機能の確保を図っていくためには、1公社、1地方公共団体の対応では限界があり、長期的展望を持って利用間伐に取り組める経営安定化策、金融制度見直しを含めた累積債務対策、契約に係る法制度の整備など、国家的見地に立った国の強力な支援策が必要です。

国の予算措置に盛り込まれた対策の効果を最大限に活用し、森林整備法人の経営の安定を一層推進するために必要な具体的対策について、次のとおり提案します。

(1) 株式会社日本政策金融公庫資金の融資制度の改正等

利用間伐推進資金の借換資金に対する国による利子補給制度の創設
繰上償還の条件廃止

(2) 契約の長期化などに対応した契約内容の保全等に係る法・税制度の整備

分収林契約の変更を全ての契約者の同意が得られなくても可能とする制度の創設
森林整備法人が金融機関から借入の際に必要な損失補償制度の整備
森林整備法人が行う登記に係る登録免許税の免除

(3) 森林整備法人の経営安定化等を図る地方公共団体への財政支援の拡充

特別交付税の拡充
地方債の拡充

15 新たな森林・林業・木材産業政策の推進について

森林は、木材の供給のほか国土の保全、水源のかん養、大気の浄化等の公益的機能を有し、豊かで安全な国民生活の実現に貢献しています。

しかしながら、山村地域においては、急激な過疎化や高齢化の進行、長期的な国産材需要や木材価格の低迷、林業担い手の減少など厳しい状況に直面しており、森林を支えてきた林業の経営環境の悪化等により、管理の行き届かない森林が増加するなど、森林の荒廃が危惧される状況にあります。

国においては、平成 18 年 9 月に森林・林業基本法に基づく森林・林業基本計画を変更しましたが、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させ、森林の整備を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

さらに、地球温暖化防止のための京都議定書が平成 17 年 2 月 16 日に発効し、二酸化炭素等削減目標 6.0%のうち森林吸収源対策により 3.8%の削減が不可欠となりました。この目標を確保するためには、森林の機能を十分に発揮させるため、森林の保全整備を進めることが喫緊の課題です。

以上のことを踏まえ、必要な具体的対策について次のとおり提案します。

1 新たな森林・林業・木材産業政策の推進

(1) 地球温暖化防止推進をはじめとする森林の持つ多面的機能を高度に発揮させるための森林の整備を強力に進めるとともに、公的関与による森林の管理体制の拡充を図ること。

(2) 地域における森林の「管理・経営体制」の整備を推進する上から多様な担い手の育成・確保の強化を図ること。

(3) 森林資源の循環利用を推進するため、木材の新用途開発等新たな分野への需要拡大を図るなど木材の利用拡大対策を積極的に推進すること。

(4) 地球環境を保全する観点から、国際社会に対し「持続可能な森林経営」の確立に向けた働きかけを行うこと。

また、木材の輸入については秩序あるものとする。

(5) 国土保全・環境保全等の公益的機能の発揮を確保する観点から、森林整備に要する財源の確保を含め、新たな費用負担制度を創設すること。

- (6) 山村経済を支えている乾椎茸について、産地の育成を図るとともに、消費者に分かりやすい品質表示を促進するため、複数の原料原産地表示をする場合においては混合割合の表示を義務づけるなど、ＪＡＳ法に基づく乾しいたけ品質表示基準を見直すこと。

また、中国産乾椎茸にかかる産地偽造の根絶のため、広域に流通する偽装表示商品に対する国の監視・指導体制を強化すること。

2 地球温暖化防止のための森林・林業対策

(1) 地球温暖化防止に向けた森林づくりの推進

森林のＣＯ₂吸収量 3.8%を達成するためには、適正な森林施業等、人為活動による森林の保全や管理が必要であるので、地方公共団体に対する地球温暖化防止に向けた財政支援措置を拡充し、併せて、森林所有者に対する負担の軽減を図るための措置を講じること。

特に、台風の常襲地帯である九州・山口地方において、吸収源としての森林を確保するためには、災害に強い森林づくりが不可欠であり、森林整備施策のさらなる拡充を図ること。

(2) 木材の需要拡大

再生産が可能で、炭素を長期間固定し、加工に必要なエネルギーが少ないなどの優れた特性を持つ木材の利用が確保されるよう木材需要拡大対策を充実すること。

16 水産政策の推進について

近年の水産資源の減少、魚価の低迷、就業者の減少・高齢化などに加えて、昨今の燃油価格の高騰など、我が国水産業を取り巻く厳しい状況に対し、TAC、TAE制度等による水産資源の回復・管理体制の整備、資源調査、漁業者担い手確保・育成対策など様々な施策に取り組んでいるところであり、新日中・日韓漁業協定等新たな海洋秩序の下での相互の漁業者の適正操業の確保等、今後とも水産施策を総合的かつ計画的に推進することが必要です。

国においては、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を基本理念とする水産基本法に基づき、平成14年3月に水産政策の中期的指針である水産基本計画を策定され、各種の水産施策を推進されてきましたが、平成19年3月、水産をめぐる諸情勢の変化及び施策の効果に関する評価を踏まえ、水産基本計画を見直しされたところです。

ついては、新たな水産基本計画に基づき、九州・山口地方の漁業を取り巻く厳しい情勢に対する施策を十分講ずるとともに、次のとおり施策の充実・強化を提案します。

- (1) 将来にわたって継続的に漁業経営を担い得る意欲と能力のある経営体の育成及びこれら経営体による効率的かつ安定的な漁業構造への早急な転換を図るための対策を講ずること。

また、特に、経営規模が零細で多様な形態を持つ沿岸漁業については、漁業関係者からの意見聴取などにより、地域の実情に即した対策を講じること。

- (2) 持続的な沿岸漁業資源の確保のため、県が行う広域回遊魚を対象とした栽培漁業に係る種苗放流経費について、継続的な支援策を講じること。

- (3) 「資源回復計画」を着実に推進するため、外国漁船を含めた違反操業等に対する取り締まり強化を図ること。

- (4) 水産物の輸入増大に伴う国内生産者への影響を最小限に抑制するため、次のとおり適切な対策を講ずること。

WTO新ラウンドにおける非農産品交渉において、国内の水産業を維持、発展させるための貿易ルールを堅持すること。

自由貿易協定（FTA）、経済連携協定（EPA）の締結については、国内の水産業への影響が生じないようにすること。

国内の水産業を維持、発展させるためノリのIQ制度を堅持すること。

国内の生産及び需要状況を十分に勘案して輸入割当枠の交渉を行うこと。

ノリを使った加工品（おにぎり等）については、原料原産地表示を制度化すること。

ノリ養殖業者の国際競争力強化のための各種支援を充実すること。

- (5) 就労環境の改善や省力化を図るための漁船装備の高度化の需要が高まっている中、漁業近代化資金について、次のとおり適切な対策を講ずること。

一部漁業では限度額内での設備投資が困難となっていることから、貸付限度額の引き上げを行うこと。

政令で定められている償還期限と実使用年数に差が生じていることから、償還期限の延長を行うこと。

- (6) 漁業関係団体組織と各事業が停滞傾向にあるため、さらに漁業関係団体の再編整備の推進を図ること。

- (7) 適正な魚価を形成するため、漁業者及び漁業関係団体による一次加工処理などの水産物加工分野、直接販売などの流通分野への取組を推進すること。

- (8) 対中国への水産物輸出を促進するため、次のとおり適切な対策を講じられたい。

冷凍魚の衛生証明書の有効期限を現行6ヵ月から1年に延長すること。

対中国輸出手続きの際の衛生検査における項目から、国内生産の流通水産物で衛生検査が不要と思われる内容を外すこと。

同一種・品質の天然魚・養殖魚につき1衛生証明書の発行とすること。

- (9) 輸入養殖用種苗の疾病に関する安全対策を強化するため、次のとおり適切な対策を講じること。

輸入された養殖用種苗を取り扱う業者に対し、輸入貿易対象疾病に該当する水産動物だけではなく、全ての輸入動植物について受入検査及び出荷前検査の実施など、健全性の確保を義務づけること。

国において、その検査体制を整備すること。

- (10) 台風災害等によって発生した流木等により被害を受けた漁業者に対する漁業共済制度の充実等、特段の被害救済措置を講じること。

17 新日中・日韓漁業協定発効後の漁業秩序維持及び資源管理対策等について

新日中・日韓漁業協定が発効し、8～9年が経過したにもかかわらず、日中暫定措置水域及び中間水域並びに日韓暫定水域における資源管理措置は進展していません。

また、我が国の排他的経済水域内においては、中国の底びき網漁船や韓国及び台湾のはえ縄漁船等多数の操業が認められ、依然として違法操業等も発生していることから、漁場の競合問題や水産資源状態の一層の悪化が懸念されています。

このため、東シナ海、沖縄周辺海域、日本海等における漁業秩序の維持と国際的な資源管理の構築等に向け、協定発効後の資源管理対策等について次のとおり、施策の充実・強化を提案します。

- (1) 我が国排他的経済水域における中国・韓国漁船の操業条件は、我が国漁業者の意向を尊重すること。
- (2) 日中暫定措置水域及び中間水域並びに日韓暫定水域における水産資源の保存・管理措置を早期に確立すること。
- (3) 関係国と中間ラインでの境界画定のための交渉を継続すること。
- (4) 東シナ海・黄海等における資源の適切な保存管理と持続的利用を確立するための日・中・韓による国際的な資源管理機構を創設すること。
- (5) 我が国の領海、排他的経済水域における海上保安庁、水産庁の取締監視体制の一層の拡充強化を図ること。
- (6) 外国船の避泊に当たっては、地元の漁業や環境に影響を与えないよう基本ルールを遵守させるとともに、指導、監視体制を強化し、漁業等への影響を防止する施策を講じること。
また、緊急避泊時に生じる被害の未然防止や生じた被害の救済のため、以下について新日韓・新日中漁業協定関連対策特別基金に新たな事業として加えること。
避泊対象海域における養殖共済及び漁業施設共済掛金に対する同基金での助成
漁業共済の対象とならない被害に対する同基金での救済措置
避泊する外国漁船を監視する施設整備に対する同基金での助成
- (7) 平成21年度終了予定である新日韓・新日中漁業協定関連対策特別基金の後継対策を講じること。
- (8) 台湾との民間漁業交渉においては、我が国漁船の実績の確保・台湾漁船の操業規制等、関係県の要望を十分に踏まえて働きかけること。

18 有明海・八代海の再生について

有明海は、広大な干潟を有する内湾であり、多様な希少魚介類が生息するとともに国内最大のノリ養殖場となっている「宝の海」です。

しかし、有明海は閉鎖的内湾であるため、陸域からの影響を受けやすく、漁場環境の悪化が強く懸念されます。

関係各県は、平成 12 年度のノリ等の不漁不作以降、さまざまな対策を実施してきたところであり、有明海における近年のノリ養殖は、11 年度以前と同等の生産状況にまで回復しております。また、一部の海域ではアサリの大量発生が認められ、漁獲に結びついております。しかし、タイラギの不漁に代表される漁業生産の低迷、赤潮の発生、浮泥の堆積及び貧酸素水塊の発生など、依然として漁場環境の悪化が払拭された状況ではありません。

また、有明海に隣接する八代海においても、大規模な赤潮の頻発や漁業生産の低迷が続くなど、環境の悪化が危惧されています。

有明海・八代海の再生を期するためには、徹底した調査による原因究明を行うとともに、有明海・八代海を豊かで良好な漁場として恒久的に維持するため、海域への環境負荷を抑制し水産資源を回復させるための環境保全策や魚介類等の増殖などの施策等が必要です。

ついては、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」及び関係県の計画等を踏まえ、次のとおり総合的な取り組みの実施を提案します。

- (1) 有明海・八代海の漁場環境の保全・改善及び水産資源の回復等による漁業振興を目的とした調査や事業等に対し特段の財政支援措置を講じること。
- (2) 有明海・八代海の海域への環境負荷抑制を目的とした生活排水処理施設の整備に対し、特段の財政支援措置を講じること。
- (3) 有明海・八代海の海域環境保全及び改善を目的とした森林の保全・整備に対し特段の財政支援措置を講じること。
- (4) 有明海・八代海総合調査評価委員会報告（H18.12.21）を踏まえ、「解明すべき課題」を早期に解明するとともに、諸施策の実施を推進すること。
- (5) 「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」により設置された「有明海・八代海総合調査評価委員会」が、引き続き、国や関係県が行う総合的な調査の結果に基づいて有明海・八代海の再生に係る評価を行うことができるようにすること。

- (6) 平成 20 年 7 月 10 日の農林水産大臣談話に基づく「開門調査のための環境アセスメント」を早急に実施すること。

19 コイヘルペスウイルス（KHV）病対策について

平成 15 年 11 月、我が国で初めて発生が確認された KHV 病は、死亡率が高く、極めて感染力が強く治療法もない疾病です。また、感染魚との接触及び水を介し、他のコイに感染することから、養殖場内のみならず養殖場に接続する河川等での防疫対策が極めて重要です。

このような中、本疾病のまん延防止のため、疾病の周知、感染魚の適正な処分や消毒の徹底指導・命令、コイの他河川への移動の自粛要請を行うとともに、河川での監視や死魚の回収、焼却等を実施しているところであります。

ついては、次の事項について特段の配慮を要望します。

- (1) KHV 病の感染源と感染経路を解明すること。
- (2) KHV 病による養殖業者の負担、損失に対する支援措置の拡充を図ること。

〔国土・災害対策〕

20 水資源対策等の推進について

将来の安定的な水供給の確保を図るためには、水源地域に配慮した水資源の積極的な開発、水利用の合理化及び広域水利用の促進、森林のもつ水源涵養機能の強化等、多様で円滑な水資源確保対策の推進が必要です。

また、一部の地域における深刻な渇水や、都市化の中での河川の利用率の高まりに対応するためには、慎重に見極めるべきダムがあることを配慮しつつ、調査中並びに着工中のダム事業を着実に推進することが必要です。

ついては、地方の実情等をも十分勘案の上、水資源の安定確保等を図るため、次のとおり施策の充実・強化を提案します。

- (1) 各種ダム（治水、かんがい、水道等の単独ダム及び多目的ダム）の建設促進
- (2) 海水淡水化施設整備事業の促進
- (3) 河川総合開発事業等における財源措置の充実
- (4) 先行投資となる利水についての合理的な負担制度の早急な確立
- (5) 渇水対策の強化及び渇水対策緊急事業に対する支援
- (6) 水源地域の振興のための基金の拡充・強化
- (7) 水源地域対策の拡充・強化

21 国土保全に関連する施策の充実について

森林・農地等は、水源涵養、災害防止、農山村景観の維持等、国土保全を図る上で重要な機能を担っており、過疎・山村地域はこのような森林・農地等の保全に重要な役割を果たしています。

しかしながら、過疎・山村地域では、高齢化・過疎化の進行、農林業の停滞等から若者の流出、地域活力の低下等が進んでおり、このままでは国土保全機能の著しい低下が懸念されます。

国においては、「国土保全対策」などの地方財政措置を講ずるとともに、農業や林業の基本法に農業・農村や森林の持つ「多面的機能の発揮」が位置づけられ、平成 12 年度からの農業における中山間地域等直接支払制度に続き、平成 14 年度から林業における新たな施策として、森林整備地域活動支援交付金制度が実施されています。

また、二酸化炭素の吸収源対策として、平成 14 年に「地球温暖化防止森林吸収源 10 カ年対策」が策定され、さらに都道府県毎に京都議定書に定める第一約束期間の平成 19 年度から平成 24 年度の 6 カ年間、「都道府県森林吸収量確保推進計画」により、計画的な森林の整備等を実施することになっています。

ついては、森林・農地等が有する国土保全機能の維持拡大という観点から農山村地域（特に過疎・山村地域）での担い手の確保及び森林・農地の適正な管理の推進等について、今後とも地方財政措置の強化並びに新たな施策の展開を図るよう、次のとおり施策の充実・強化を提案します。

(1) 国土保全の担い手の確保に係る施策の充実

農道、林道・作業道等の整備及び林業機械化の促進

森林・農地等の適正管理を目的とした新たな組織等への財政支援措置

農林業への新規就業者に対する住居整備費の財政支援措置等新規就業支援対策の充実

条件不利地域の農林業従事者に対する年金制度の検討

農林業金融制度の充実・強化

農山村地域の集落条件整備等定住条件の整備

農山村と都市との交流促進のための施策の充実

(2) 森林・農地管理システムの充実・強化

森林の公有化等森林・農地の国土保全的管理の推進

公有林化等に伴う地方財政措置の充実

森林管理システムを担う森林整備法人への支援措置の拡充

(3) 国土保全に資する施策の推進

国土保全についての国民の理解と参加の促進

(4) 森林の違法開発を防止し適正な土地利用を確保するため、森林法を改正し無許可開発等に対する罰則規定を強化すること。

22 国土保全対策及び防災対策の総合的な実施について

九州・山口地方は、近年続けて大きな被害をもたらしている 6 月から 7 月の梅雨前線や平成 19 年 7 月の台風 4 号、8 月の台風 5 号などに見られるように、梅雨期の集中豪雨や台風による災害が多く発生する地域であり、河川の氾濫による水害やがけ崩れ等の土砂災害、竜巻等の突風災害をはじめ、桜島、阿蘇中岳、雲仙・普賢岳等の火山活動による降灰、火山ガス、土石流等から、尊い人命や財産を奪われる大規模な災害がたびたび発生し、住民生活や生産活動に脅威を与えています。

また、我が国は世界有数の地震国であり、戦後最大の阪神・淡路大震災をはじめ、平成 19 年の能登半島地震や新潟県中越沖地震、本年 6 月に発生した岩手・宮城内陸地震などの大地震が頻発しており、九州・山口地方でも多くの活断層の存在が指摘されています。

また、平成 17 年 3 月に発生した福岡県西方沖地震では、福岡県を中心に北部九州において甚大な被害が発生したところです。

加えて、今世紀中の発生が懸念される東南海・南海地震についても早急な対策が必要とされています。

ついては、社会生活の安定を確保するため、災害が発生してから対処するのではなく、災害を未然に防ぐという観点に立ち、国土保全対策、防災対策及び被災者支援対策を総合的かつ強力に推進するよう施策の充実・強化を提案します。

- (1) 治水、治山等国土保全対策を重点的、計画的に推進すること。
- (2) 防災のための総合的な交通体系の整備、津波・高潮対策、火山砂防対策、水害対策、土砂災害対策、降灰除去対策及び防災営農対策などのハード対策と併せて、避難勧告・指示のあり方や災害時要援護者対策等のソフト対策の充実を図り、災害に強いまちづくり等を推進すること。
- (3) 津波の想定が行われていない九州西岸域等において、津波対策の検証及び津波防災体制の確立を推進するため、東南海・南海地震等の津波における対応と同様に、国において津波の想定到達域及び想定津波高を明らかにすること。
- (4) 地震・火山噴火予知観測体制の強化及び活動火山のある離島における気象官署による常時観測体制の確立を図り、予知観測体制を強化すること。
- (5) 被災者生活再建支援制度については、災害救助法が適用となる災害に対して適用要件の緩和を図るなど被害の実態や地域の実情に応じた十分な対応が可能となるよう制

度の拡充を図ること。

また、被災者生活再建支援基金では対応できない大規模な災害が発生した場合は、国において所要の措置を講じること。

23 浄化槽市町村整備推進事業の国庫補助率の見直しについて

合併処理浄化槽や公共下水道、農業集落排水などの污水处理施設は、トイレを水洗化することで生活環境を改善し、また、水路や河川などの公共水域の水質保全を図るなど、健康で文化的な生活をおくるためには欠かすことのできない生活基盤施設です。

整備に当たっては、主に市街地などの人口密集地域では公共下水道、農村あるいは漁村地域では農・漁業集落排水事業、人口が散在している地域では浄化槽整備事業など各事業の特長を踏まえ、それぞれの地域にあった経済的・効率的な整備手法を選択する必要があります。

こうした中、平成20年3月末時点での污水处理人口普及率は、全国平均83.7%となっているが、人口が5万人未満の市町村では、67.6%と低い状況にあります。

こうした市町村では、家屋が散在しているため集合処理では割高となる地域を多く抱えており、短期間でかつ比較的少ない費用で設置できる浄化槽が、有効な污水处理施設となります。

また、人口減少化社会を踏まえた整備手法が求められる中で、個別分散型の浄化槽は、人口減少の進展にも柔軟に対応可能であることから、浄化槽の果たす役割は大きくなっています。

平成17年の浄化槽法の改正で浄化槽法の目的に「公共用水域等の水質の保全」が明示され、公共下水道などの集合処理施設と同等の恒久的な污水处理施設と位置づけられたものの、浄化槽市町村整備推進事業の国庫補助率は、公共下水道や農・漁業集落排水事業等の国庫補助率1/2に対し1/3と低い状況にあります。

今後は、計画的な整備推進と適正な維持管理を図ることができる浄化槽市町村整備推進事業は、浄化槽の整備目的である公共用水域等の水質保全に適するものであり、今後推進すべき事業と考えています。

同じ污水处理施設として、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図る観点からも、浄化槽市町村整備推進事業の国庫補助率の見直しは必要不可欠です。

については、国庫補助率の見直しについて、次のとおり提案します。

污水处理施設整備については、国は等しく責務があることから、浄化槽市町村整備推進事業についても、公共下水道、農・漁業集落排水事業等集合処理施設と同様の国庫補助率1/2への嵩上げについて提案します（現行1/3）。

〔運輸・交通対策〕

24 道路整備財源の確保について

道路は最も優先的に整備されるべき社会資本であり、東京一極集中を是正し、多軸型国土の形成を図り、活力ある経済に支えられたゆとりある社会を実現するためにも、その整備を緊急かつ計画的に推進する必要があります。

特に、地方にとって、道路は、住民の利便、安全・安心な生活はもとより、地域の産業・経済を支える最も重要な基盤施設です。

九州・山口地方においては、その自律的かつ一体的な発展を図るため、循環型の高速交通ネットワークの早期形成が不可欠であり、これまでも、真に必要な道路の着実な整備について要望してきたところであります。

しかしながら、九州・山口地方の道路整備水準は依然として立ち遅れており、高規格幹線道路から生活道路に至る道路網の早急な整備を進めるためには必要な財源の安定的確保を図る必要があります、こうしたニーズは道路財源の改革によっても何らかわるものではありません。

今後、政府におかれては、道路特定財源の「一般財源化」を進められる方針であります。道路整備のあり方及び財政対策については、閣議決定の趣旨や地方の危機的な財政状況、地方における道路整備の必要性、さらには国とは異なり地方では道路関連歳出の約6割を一般財源と借入金によって賄っている実態を踏まえ、下記の事項を実現するよう提言します。

- 1．平成20年度当初予算においては、国と地方を通じた道路特定財源関係の税収5.4兆円のうち、地方には、税だけでなく譲与税や交付金、補助金なども含めて3.4兆円余の額が財源として確保されている。

道路特定財源の「一般財源化」に当たっては、地方の実態を踏まえ、国税、地方税とも暫定税率分も含め、現行の税率を維持し、税収規模を確保した上で、さらなる地方財源の充実強化が図られるよう、これまで以上の額を「地方枠」として確保すること。

この場合、今後の道路整備等に必要な財源が各団体毎に確保されるよう、現行制度下での財源配分と大きなギャップが生じないように配慮すると同時に、これまで整備が遅れている地域に対してより重点配分に配慮するような枠組みとすること。

また、「一般財源化」の趣旨に添って、地方の自由度を拡大するような制度を設計すること。

- 2．新たな道路整備計画には、九州・山口地方にとって真に必要な道路整備を確実に盛り込むこと。

また、新たな道路中期計画の策定を始め今後の道路行政を考えるに当たっては、地方の意見を十分聴き、その実態を反映することや、高速道路等の建設に係る路線決定等の手続きを透明化するなど、「分権化」、「透明化」の観点から改革が必要であること。

- 3．国の直轄事業については、道路整備の遅れている地域にとっては引き続き事業実施の必要が高いことにも配慮する必要があるが、その地方負担金については、原則として廃止するべきであること。特に、維持管理に係る地方負担金については、早急に廃止するべきであること。

- 4．既存高速ネットワークの効率的活用・機能強化や原油価格高騰への対応のための新たな措置を講ずる際には、地方の幹線道路の渋滞緩和、沿道環境の改善、物流の効率化、観光振興などの地域活性化等を図るため、高速道路に加え、地方道路公社の有料道路や都市高速道路の料金引き下げに係る財政支援措置の創設をすること。

25 高規格幹線道路の整備促進並びに降雪時対策について

地方において定住と交流を促進し、自立ある地域の発展を図るためには、その先導的役割を担う高規格幹線道路などの道路交通ネットワークを先行的に整備し、地域経済圏を構築することが不可欠です。

九州・山口地方の持つ優れた地域特性を生かし、九州・山口地方の一体的浮揚・発展を図っていくためには、地域間を結ぶ広域ネットワーク型の高規格幹線道路の重点的な整備促進が緊急な課題ですが、その整備状況は、まだまだ不十分です。

ついては、西日本高速道路株式会社をはじめとする新会社による「有料道路方式」と国・地方の費用負担による「新直轄方式」を組み合わせ、高速自動車国道の整備計画9,342kmを早期に整備し、国土開発幹線自動車道建設法等に定められた予定路線である11,520kmの整備を着実に推進するとともに、一般国道の自動車専用道路の整備を進め、高規格幹線道路網の早期形成を図るよう、次のとおり要望します。

また、道路財源の改革については、地方の道路整備に必要な財源を安定的に確保するとともに、新直轄方式に伴う地方負担については、実質的な負担が生じないよう措置されることを併せて要望します。

さらに、九州地方は温暖な気候であることから、本州等とは異なり降雪に対する体制や施設が十分でなく、一旦降雪があると通行止め規制が実施される実情にあります。このため、高速道路を利用した製品の輸送において大幅な遅滞が生じるなど企業の活動に大きな影響が生じ、地域経済への影響や企業の撤退及び立地敬遠が懸念されております。

ついては、高速道路の降雪時における通行止め規制をできるだけ回避できるよう、体制の強化や施設等の整備について特段の配慮を要望します。

1 東九州自動車道

- (1) 苅田北九州空港～行橋間、佐伯～北川間（新直轄方式適用区間）、門川～日向間、都農～西都間、清武～北郷間（新直轄方式適用区間）、北郷～日南間（新直轄方式適用区間）及び志布志～末吉財部間（新直轄方式適用区間）の早期完成
- (2) 行橋～みやこ間、築上～宇佐間、日向～都農間の事業促進
- (3) みやこ～築上間、宇佐～日出間、北川～門川間、日南～志布志間及び隼人東～加治木間の整備計画策定

2 九州横断自動車道

- (1) 長崎大分線 長崎～長崎多良見間の4車線化
- (2) 延岡線 御船～山都間（新直轄方式適用区間）の事業促進
- (3) 延岡線 山都～延岡間の整備計画策定

3 山陰自動車道

- (1) 益田～萩間の基本計画策定

4 西九州自動車道

- (1) 今宿道路、唐津道路、唐津伊万里道路、伊万里道路、伊万里松浦道路、佐々佐世保道路及び佐世保道路の事業促進
- (2) 松浦～佐々間の調査促進及び早期事業化
- (3) 前原市～二丈町福井間の整備計画策定

5 南九州西回り自動車道

- (1) 出水阿久根道路及び川内隈之城道路の早期完成
- (2) 芦北出水道路の事業促進
- (3) 阿久根市～薩摩川内市間の調査促進及び早期事業化

6 那覇空港自動車道

- (1) 豊見城東道路の早期完成
- (2) 小禄道路の基本計画策定

7 高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路

- (1) 国道 10 号延岡道路の早期完成
- (2) 国道 218 号北方延岡道路の事業促進
- (3) 国道 191 号萩・三隅道路の事業促進
- (4) 山陰道（長門～下関間）の早期事業化

26 地域高規格道路の整備促進等について

地域ブロックの自立的な発展や地域間の交流連携などを図るためには、空港・港湾等の交通拠点等を連絡し、分散する基幹・拠点都市圏を有機的に結節する広域的な循環型交通体系の整備を推進することが重要です。

地域の活性化に積極的に取り組んでいる九州・山口地方にとって、全国的な高規格幹線道路の整備とともに、地方分権の受け皿としての地方都市を育成し、周辺地域と連携した広域的な経済・文化圏を形成するなど、活力ある地方圏を構築するための地域高規格道路の整備は是非とも必要です。

また、中国圏・四国圏など近接する地域との交流・連携を一層推進するため、日本海・西日本・太平洋新国土軸の構想とも重ね、広域ブロック連携軸を形成していくことも必要です。

ついては、九州・山口地方における地域高規格道路の整備促進並びに計画路線の早期かつ確実な整備及び候補路線の計画路線への格上げ、並びに整備促進、計画推進のための確実かつ安定的な財源の確保がなされるよう強く要望します。

1．島原・天草・長島架橋

- (1) 島原・天草架橋及び天草・長島架橋建設に資する調査の実施
- (2) 計画路線である島原道路の整備促進及び候補路線である島原天草長島連絡道路の計画路線への格上げ

2．関門海峡道路

候補路線である下関北九州道路（関門海峡道路を含む）の計画路線への格上げ

3．有明海沿岸道路

- (1) 大牟田市～鹿島市間の整備促進
- (2) 熊本市～大牟田市間の計画路線への格上げ

4．中九州を横断する幹線道路（中九州横断道路、熊本環状道路、熊本天草幹線道路）の全線における区間指定及び早期整備

5．沖縄におけるハシゴ型道路ネットワーク（沖縄西海岸道路、名護東道路、南部東道路）の整備促進

6．計画路線の早期整備

- ・佐賀唐津道路
- ・長崎南環状線
- ・宮崎東環状道路
- ・鹿児島東西幹線道路
- ・大隅縦貫道（期）
- ・黒崎道路
- ・西彼杵道路
- ・大分中央幹線道路
- ・都城志布志道路
- ・鹿児島南北幹線道路
- ・福岡高速道路
- ・新若戸道路
- ・長崎南北幹線道路
- ・中津日田道路
- ・北薩横断道路
- ・南薩縦貫道
- ・北九州高速道路
- ・那覇インターアクセス道路

7．候補路線の計画路線への格上げ

- ・北九州福岡道路
- ・宇佐国見道路
- ・大隅縦貫道（期）
- ・福岡鳥栖道路
- ・宮崎環状道路
- ・福岡東環状道路
- ・東彼杵道路

27 新幹線ネットワークの早期実現について

新幹線は、高速交通基盤の要であり、国土の均衡ある発展の基礎となるとともに、環境にやさしく、安全でエネルギー効率に優れた大量輸送高速交通機関です。

平成16年3月に開業した九州新幹線鹿児島ルート新八代・鹿児島中央間につきましては、開業5年目の今日では、観光やビジネスなどの利用はもとより、通勤・通学などで利用する定期券利用客が増加し、新幹線のマイレール化が進むなど、一日平均9千人を超える好調な利用状況が続いています。

残る博多・新八代間につきましては、平成22年度末の完成に向け鋭意工事の進捗が図られているところであり、沿線の各県・市町村においても、鉄道・運輸機構やＪＲ九州等の関係機関とともに、その確実な実現を目指して、本体工事や開業に向けた駅周辺整備等に全力で取り組んでおります。ただ、平成21年以降の整備計画に即した事業費の確保や開業後の利便性の高いダイヤの編成等運行形態のあり方についても大きな課題となってきました。

また、西九州ルート（長崎ルート）におきましては、関係する皆様の協力の結果、平成20年3月26日、武雄温泉・諫早間の着工が認可され、今後は、一日も早い開業に向け鉄道・運輸機構やＪＲ九州等の関係機関とともに着実な事業推進に鋭意取り組んでまいりますが、新幹線の効果をより広げるためには、長崎市への一日も早い延伸が必要です。

さらに、九州の一体的浮揚を図るためには、鹿児島ルート、西九州ルート（長崎ルート）だけでなく、東九州新幹線および九州横断新幹線の整備がなされ、新幹線によるネットワークを形成し、九州内各地相互間はもちろん、九州外の地域と九州内各地域との時間距離を大幅に短縮し、人の流れを活発にするとともに、観光、ビジネス等の経済効果をそれぞれの地域に波及させることが不可欠であります。

つきましては、九州全体にわたる新幹線ネットワークが早期に整備されますよう、次のとおり要望します。

1 九州新幹線鹿児島ルート

- (1) 平成22年度末の全線完成に向けた博多・新八代間の建設財源確保と整備促進
- (2) 地方公共団体負担軽減のための交付税の充実等財源措置の拡充・強化
- (3) 並行在来線である肥薩おれんじ鉄道の経営改善に向けて、運営費補助等の財政支援制度の創設や地元負担に係る地方財政措置を講じるとともに、固定資産税等のＪＲ九州並みの軽減措置（三島特例）等の創設など抜本的な支援策の確立
- (4) ユニバーサルデザインを基本とした新幹線駅舎及び駅周辺施設の整備
- (5) 全線開業効果を最大限発揮させるための停車駅やダイヤの設定及び東京方面への直通運転など利便性の高い運行形態の実現

2 九州新幹線西九州ルート(長崎ルート)

- (1) 武雄温泉～諫早間の建設財源確保と整備促進
- (2) 諫早～長崎間、特に長崎駅部の早期認可・着工
- (3) 公共事業費の重点配分等による建設財源の安定的確保及び地方公共団体負担についての起債充当率や交付税措置等の充実・強化
- (4) 肥前山口～武雄温泉間の複線化について新幹線整備の一環として、地方公共団体の負担を軽減するための制度の充実又は創設
- (5) 新幹線整備に伴い、地方が維持することとなる在来線について、鉄道輸送サービスの維持に係る負担を軽減するための制度の充実又は創設

3 東九州新幹線

東九州新幹線の整備計画線への格上げ

4 九州横断新幹線

九州横断新幹線の整備計画線への格上げ

5 フリーゲージトレイン

- (1) フリーゲージトレインの技術開発促進及び早期の開発目標達成
- (2) 導入に際しての地方公共団体負担軽減措置の確立

28 日豊本線の高速化、複線化の推進について

今日、都市圏の拡大、地域間交流の活発化に伴い公共交通機関の整備、とりわけ大量性、定時性、併せてその安全性、省エネルギー性、低公害性から鉄道網の整備が必要です。

九州・山口地方においては、在来線の高速化に積極的に取り組んでおり、東九州地域の唯一の幹線鉄道である日豊本線については、今後、沿線の空港や重要港湾等の整備に伴い、更にその役割の重要性も増すことが予想されることから、早期に整備を図る必要があります。

しかし、日豊本線の高速化、複線化には、地形的条件等から多大な経費が必要であり、ＪＲ九州や地元自治体の負担にも限界があります。

ついては、日豊本線でのフリーゲージトレイン導入を促進するとともに、特に遅れている日豊本線の高速化、複線化を推進するため、鉄道整備に係る制度の拡充・強化を提案します。

29 第三セクター鉄道に対する支援について

国鉄再建対策による特定地方交通線から転換し、又は整備新幹線開業に伴う並行在来線を引き受けた第三セクター鉄道は、地域の基幹的公共交通機関として重要な役割を担っており、地域の振興にも大いに寄与しています。また、並行在来線を引き受けた肥薩おれんじ鉄道については、全国の貨物鉄道ネットワークの一部としての重要な役割も果たしております。

国鉄再建対策による特定地方交通線から転換した第三セクター鉄道は、地方鉄道という性格上、大幅な収入増が望めない一方で利用者の利便性向上や安全性確保のため、車両等の設備更新を計画的に実施することが必要となっています。しかしながら、国鉄譲渡財産や自治体補助財産を圧縮記帳し、減価償却を行わないため、設備更新等に要する費用の内部留保がないという問題があります。

並行在来線を引き受けた肥薩おれんじ鉄道については、沿線人口の減少に加え、従来の特急列車利用者の新幹線への移行、無料自動車専用道の供用開始等により利用客の減少が当初の予想を上回り、利用客の減少に歯止めがかからず厳しい経営状況となっています。

このような状況を改善するため、沿線の地方自治体等は、第三セクター鉄道の長期的な経営安定を確保するため、経営安定基金への出捐、経営安定化補助金の創設並びに固定資産税の減免等、できる限りの支援を行っています。また、会社側も、思い切った合理化と懸命の経営努力を続け地元でも一致協力した利用促進運動を展開していますが、経営環境はより一層厳しいものになっています。

については、国鉄再建対策による特定地方交通線から転換した第三セクター鉄道のうち、安全運行確立のため国の制度に従って計画的に実施される施設にあっては、鉄道軌道輸送高度化事業が円滑に推進されるよう、また、第三セクター鉄道を支援する沿線自治体等に対し、地方負担の軽減が図られるよう、補助率に見合う国庫補助額の確保と併せ提案します。

さらに並行在来線を引き受けた肥薩おれんじ鉄道に対しては、経営維持のための赤字補填・運営費助成等の財政支援制度の創設や地元負担に係る所要の地方財政措置を講ずるとともに、現在、九州旅客鉄道株式会社に適用されている固定資産税等の軽減措置（三島特例）等の創設やＪＲ九州区間との間における直通運転列車の運行拡大、災害時の支援策の適用要件緩和など抜本的な支援策の充実強化を提案します。

30 地域航空システムの推進について

九州における地域航空システムは、これまで離島空路をはじめ地方都市間の航空路線の拡充が図られ、地域間の高速輸送手段として重要性が高まっています。

しかし、地域航空システムを取り巻く環境は、需給調整規制の廃止や航空運賃の自由化などにより、今後ますます厳しくなるものと考えられます。

特に、離島における航空路線は、離島住民の生活及び産業活動にとって極めて重要な交通手段ですが、一般的には運航距離が短く、生活路線であるため旅客が特定され需要の伸びが期待できないなど、採算性の面で多くの課題を抱えており、さらに近年の燃油価格高騰により、その経営環境は極めて厳しくなっています。

ついては、地域の活性化を図り、九州の一体的浮揚を図るという観点から、九州における地域航空システムの維持・拡充のため、離島航空路線及び離島以外の路線を含めた地域航空システムについて、次のとおり提案します。

1 離島航空路に対する支援措置の拡充

- (1) 離島空路整備法（仮称）の制定
- (2) 運航費に係る財政支援措置の拡充
- (3) 機体購入費及び衛星航法補強システム（MSAS）受信機購入費に係る財政支援措置の拡充
- (4) 全離島航空路線への航空機燃料税の減免措置の導入等、公租公課の減免及び着陸料等の軽減措置の継続・拡充
- (5) 離島航空路に係る地方公共団体の財政負担に対する地方交付税による財源措置の継続・拡充
- (6) 小型機駐機場とターミナルビルとを結ぶルーフ歩道の整備等、離島航空路の快適性の向上のための施設整備の推進
- (7) 格納庫建設に係る財政支援措置の創設

2 コミューター航空の推進

- (1) 航空機燃料税等公租公課の減免及び着陸料等の軽減措置の拡充
- (2) 機材費等施設整備費に係る税制上の特例措置を含むコミューター航空事業運営に対する財政支援措置の拡充
- (3) 地方自治体が行うコミューター航空事業者への運航費等補助に対する地方交付税措置の拡充
- (4) コミューター航空用空港（その他飛行場）の管理運営費、災害時等の復旧工事及び航行援助施設の維持管理費用に対する財政支援措置の創設

- (5) 小型機駐機場とターミナルビルを結ぶルーフ歩道の整備等、コピューター航空利用者の利便性向上のための施設整備の推進

31 離島航路維持・安定化施策の拡充について

九州・山口地域には多くの有人離島があり、そこで暮らす住民にとって、本土と離島を結ぶ唯一の交通手段である離島航路はいわば生命線であり、その維持・安定のため国及び地方公共団体は、航路運営費の補助を行っています。

しかし、離島航路は、もともと経営基盤が脆弱な上に、近年の島民人口の減少、諸経費とりわけ、近年の燃料油価格の高騰等により、その経営環境は極めて厳しくなっています。

ついては、離島住民にとって必要不可欠な離島航路の維持・安定を図るため次のとおり提案します。

- 1 離島航路整備費補助制度の拡充・強化（離島振興関係法令の趣旨に即した十分な補助額の確保）
 - （１）異なる複数航路が就航する離島航路についても補助対象とすること。
 - （２）標準単価、船員数、標準賃率等の数値やこれらを用いた各種収入や費用の算出方法については、赤字の離島航路も含む数値とするなど、離島航路の実態や運航形態に応じたものとする。
 - （３）経営改善制度については、離島航路事業を取り巻く厳しい環境を踏まえ、原油高騰など社会情勢が変化した場合にも柔軟に対応するとともに、運航事業者の積極的な取組を促す制度となるよう見直しを図ること。
 - （４）離島振興対策実施地域の指定を解除されたものの、依然として交通体系が未整備の状況にある地域に対しても、離島に準ずる地域として離島航路支援の対象とすること。
 - （５）地方の厳しい財政事情を勘案し、見直しに当たっては地方公共団体の負担が拡大することのないよう配慮すること。
- 2 離島観光の振興を通じた離島航路の利用促進のための観光基盤整備、誘客宣伝等に対する支援措置の創設
- 3 燃料油価格高騰に対応した離島航路の安定的な経営のための財源確保

32 羽田空港再拡張に伴う国内航空路線の発着枠の確保について

羽田空港は国内航空旅客の約 60 % が利用している国内航空輸送ネットワークの要であり、首都圏と地方間の高速輸送手段としてだけでなく、地方の経済発展や観光の活性化、教育・文化活動等を振興する上でも、非常に重要な役割を果たしており、今後とも、羽田空港と地方空港間の需要は大幅に伸びるものと見込まれます。

こうした中、平成 22 年 10 月末に完成が見込まれる羽田空港再拡張工事による容量拡大により、年間発着回数が現在の 29.6 万回から 1.4 倍の 40.7 万回に増える見込みとなっており、地方空港にあっては、羽田空港との路線拡充の絶好の機会になると捉えているところです。

一方、平成 19 年 5 月にアジア・ゲートウェイ戦略会議がまとめた「アジア・ゲートウェイ構想」の最終報告では、供用開始時に国際旅客定期便を 3 万回就航させることとされ、羽田空港の更なる国際化に向けた対応方針が示されておりますが、羽田空港再拡張後に国際線の発着枠が増加した場合、地方路線への枠配分が減少することが懸念され、また、首都圏に国際線が集中することで、地方空港が推進している東アジアを中心とする国際線への影響も懸念されます。羽田空港の国際化の意義は十分に理解するところですが、地方路線の充実、地方都市に限らず、地方空港と航空路線がある離島など日本全体の均衡ある発展にとって不可欠であると考えます。

については、羽田空港再拡張後の発着枠配分にあつては、地方活性化への効果が期待でき、かつ、国土全体の均衡ある発展を図る観点から、地方航空路線への優先的な発着枠の配分を強く求めます。

また、配分に際しては、供用開始時から地方航空路線への十分な規模の配分を確保するとともに、早期に配分を完了されるよう要望します。

33 地方空港の国際定期便に係る着陸料の引き下げについて

地方空港の国際定期航空路線は、週に数往復程度と規模が小さい場合が多いため、費用に占める固定経費の比率が高くなり、運航規模が大きい大都市の空港の国際線に比べ、路線の収支を確保することが難しい状況です。地方への外国人観光客の誘致を進めるためには、これらの定期便の定着が重要であり、このためには着陸料などの公租公課の体系の見直しが必要です。

政府のアジア・ゲートウェイ構想に基づき、地方空港の国際チャーター便の着陸料の引き下げが行われましたが、チャーター便だけでなく、国際定期航空路線についても、同様に、地方空港の着陸料の軽減措置を拡充されるよう要望します。

34 港湾の整備促進について

九州・山口地方は、長い海岸線と多くの離島を有し、貨物及び旅客の輸送に果たす海運の役割は極めて大きく、また、港湾の数も全国の4割を占めています。

近年、発展著しい東アジア等との国際交流の拡大に伴う貿易量やクルージング需要の増大、船舶の大型化、複合一貫輸送の推進等に対応した港湾整備及び港湾保安対策の構築による国際競争力をもつ港湾の育成が求められているとともに、想定される東南海・南海地震やそれに伴う津波の影響や阪神・淡路大震災の教訓から、災害に強い港湾システムの構築も重要な課題です。

また、本土と離島間をはじめとする生活物資の安定供給、日々の交通手段の確保など、生活基盤として、離島の住民生活の安定、利便性確保のための港湾整備も引き続き重要な課題です。

更に、快適な旅客交通体系の形成に向けた港湾整備や環境と共生し、豊かで潤いに満ちたウォーターフロントの整備のほか、廃棄物問題についても積極的に対応していく必要があります。

ついては、九州・山口地方の港湾整備の促進を図るため、次のとおり要望します。

- (1) 国際交流の拡大や物流モーダルシフトの進展に対応した重要港湾の整備促進
- (2) 地域の振興及び活性化の拠点となる地方港湾並びに特定地域振興重要港湾の整備促進
- (3) 地域産業空洞化に対処するための拠点港湾の整備促進
- (4) 離島の住民生活の利便性を確保するための生活港湾の整備促進
- (5) 中枢・中核国際港湾の国際海上コンテナターミナルの整備促進
- (6) 廃棄物処分問題に対応するための廃棄物海面処分場の整備促進
- (7) 国際観光交流促進のためのクルーズ旅客船ネットワークの形成推進
- (8) 港の資産と地域の個性を活用した「みなとまちづくり」の推進
- (9) 港湾保安対策（SOLAS）対象施設の維持管理に関する財政措置の充実

- (10) 高潮・津波防波堤や海岸保全施設の整備、耐震強化岸壁等の防災拠点の整備など港湾における総合的な防災対策の強化推進
- (11) 港湾の国際競争力を強化するため、港湾手続きのシングルウィンドウ化の推進
- (12) 循環型社会の実現を図るためのリサイクルポートを拠点とした総合的な静脈物流ネットワークの構築
- (13) 港湾における高い水準の国際競争力を確保するためのスーパー中枢港湾の指定等による港湾機能の拡充

35 空港・港湾におけるC I Q体制の充実強化及び審査の迅速化について

国においてはアジア・ゲートウェイ構想に基づき昨年8月に日韓間で、また、本年1月には日港間で航空自由化が合意されるなど、今後、地方レベルでの国際化が進展し、交流が活発化する中で、地方空港及び港湾の重要性はますます高まってきており、国際化時代に対応した地域の活性化を図るためには、その機能の充実が重要な課題です。特に、ビジット・ジャパン・キャンペーンをはじめとした我が国のグローバル観光戦略に九州・山口各県も真剣に取り組み、アジアからの外国人旅行者の訪日を推進しているところであり、航空機利用とともに港湾への国際級観光船の入港実績も増加しているところですが、これら、外国人旅行者に対し、迅速かつスムーズな入国が可能となるよう、サービスの充実が求められているところです。

また、国際物流拠点としての地域経済における空港と港湾の役割も非常に大きく、国際貨物取扱量の増加に伴う輸入品の検査等の増や昨年11月から個人識別情報を利用したテロ対策が実施されたことにより、C I Q機関への負担も急増しています。

しかしながら、現状をみると、C I Q施設の老朽化や外国人旅行者の増加等による施設の狭隘化が進んでいることに加え、官署が空港や港湾から遠隔地にあったり、人員が不足していて迅速に対応できない官署があるなど体制が不十分であり、C I Q体制を充実させることが喫緊の課題となっています。

また、入国検査時における個人識別情報（指紋採取及び写真撮影）取得により入国までに時間を要することへの乗客の不満等が発生しております。

については、これらを改善し、外客などに大きな不満を感じさせることなく地方における空港・港湾でのC I Q対応が適切かつ迅速に実施できるよう、施設の拡張や人員の増員による体制の充実強化とホスピタリティの向上の措置を要望します。

特に、入国管理に関しては昨年11月以降、外客の待ち時間が更に増加していることから、アジア主要空港・港湾におけるプレクリアランスの大幅な拡充を図るとともに、機器の改良や機器の故障時等における現場での弾力的な対応、日本への複数回入港を予定している同一航海において、2回目以降の入国時の手続きにおける指紋採取及び写真撮影の省略、簡素化を可能とする措置を講じるなど入国審査の迅速化を強く求めます。

36 バス運行対策の推進について

乗合バス事業の乗車人員は、マイカーの普及等により全国的に年々減少の一途をたっており、九州・山口地域においても採算性の悪い路線が増加し、バス事業者の経営を圧迫するとともに廃止される生活路線の数も増加しています。

生活交通の確保については、国と地方の適切な役割分担のもと、広域的・幹線的路線について、国の助成措置が講じられているところですが、近年の燃料油価格の高騰等により、バス事業者の厳しい経営状況は更に逼迫しており、広域的・幹線的路線のみならず、その他の地方路線についても維持、確保に支障を来しつつあります。

また、国の助成対象とならない地方路線については、地方自治体が主体的に維持・確保していますが、それに伴う財政負担が年々増加している一方、今後、高齢社会の進行等により、利用者のニーズに対応した生活交通がますます重要になることが見込まれるため、地域の実情に応じたより効率的な取り組みを促進する必要があります。

については、身近な交通手段である路線の維持・確保を図るため、次のとおり提案します。

- 1 生活バス路線を維持するため、所要の財源を確保するとともに、地域の実情に配慮した施策の拡充を図ること。
- 2 バス事業者の車両購入計画に支障が生じないよう手続きの改善を図ること。
- 3 「地域公共交通活性化・再生総合事業」等による支援の強化と財源の確保を図ること。
- 4 燃料油高騰に対応し、バス事業者の安定的な経営のための財源確保を図ること。

37 NPO等による自家用有償旅客運送の促進について

平成 18 年 10 月の道路運送法等の一部を改正する法律の施行により、福祉有償運送及び過疎地有償運送等の登録制度が創設されました。

しかしながら、制度が運用される中、地域によっては当該運送を行うにあたって設置することが義務づけられている運営協議会での合意形成が困難等との意見もあることから、今後ボランティア活動等による移動制約者の円滑な移動をより一層促進するため、自家用有償旅客運送の普及に向けた制度の一層の周知を図るとともに、運営協議会における協議について関係者間の合意が円滑かつ積極的に得られるよう、必要な助言・指導を行うよう要望します。

〔福祉・環境対策〕

38 保健医療対策の推進について

保健、医療に係る各種行政需要の増大と多様化が進展し、高齢者等に対する総合的な施策の展開を図ることが急務となっていることから、各分野にわたる施策を適切かつ総合的に推進する必要があります。

ついては、次のとおり施策の充実・強化を提案します。

(1) 地域保健対策の推進

急激な高齢化の進展や疾病構造の変化等、地域保健を取り巻く環境の著しい変化に対応するため、地域の実情に配慮した施策を充実すること。

また、「健康日本 21」を踏まえ、地域の特性を反映した計画の策定とこれに基づく各種健康づくり施策に対して、財政面も含めた支援の更なる充実を図ること。

(2) 医療保険制度改革

今般の医療制度改革による医療保険制度の見直しは、国民生活の質の確保・向上を目指し、短期的なものから中期的なものまで広範囲にわたっているが、国民健康保険制度の構造的な問題の解決を図るものとなっていないなど不十分な点もあることから、次の点を踏まえ、今後も引き続き改革の取組を進めること。

国の責任において、負担と給付の公平化や安定した保険運営を将来にわたって確保するため、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化を将来あるべき姿として明示し、それに向けた具体的道筋を提示すること。

また、制度改革に当たっては、社会的・経済的に弱い立場の人々に配慮するとともに、地方公共団体の意見を十分に反映するように努めること。

後期高齢者医療制度の安定的な財政運営を図るため、医療給付費に係る定率負担などの地方負担をはじめ、制度の周知、被保険者への配達記録による通知等に要する運営経費に対しては、国による確実な財源措置を行うこと。

特に、制度の改正や新たな措置の導入によって生じる新たな財政負担については、地方に負担を転嫁することなく、国の責任において確実かつ恒久的に全額補填すること。

また、高齢者の不安を無くし安定した制度とするため、都道府県や後期高齢者医療広域連合の意見を踏まえ、さらなる改善を図ること。

平成 20 年度からスタートした特定健診・特定保健指導の実施については、特定健診・特定保健指導の継続的实施により医療費適正化の効果が発現されるまで

の間、国は制度設計者として保険者等に対して十分な財政支援を行うこと。

平成20年度から、70歳から74歳までの医療費に係る自己負担金等の割合が1割から2割に見直され、併せて、平成20年度の臨時的な軽減特例措置として、この見直しに伴う増額部分の全額を国が負担しているが、この増額部分が他の公費負担の対象となる場合は、当該公費負担が今回の特例措置に優先するものとされ、軽減特例措置の対象とされていない。

については、他の公費負担の対象となる場合にも今回の軽減特例措置を適用し、その全額を国が負担すること。

平成16年の三位一体改革で導入された国民健康保険制度への都道府県負担については、今後とも医療費の伸びに伴う負担の増は確実であり、こうした都道府県負担に対しては地方財政措置を講ずる等、確実な財源措置を行うこと。また、財政基盤の脆弱な県が、財政面で不利にならないよう配慮すること。

(3) 小児科及び産婦人科の専門医の育成・確保対策

小児科及び産婦人科医の減少、高年齢化などが全国的課題となっている反面、小児医療の充実に対する住民の期待が高まっていることから、専門医の育成・確保対策の充実を図ること。

小児科及び産婦人科の専門医の確保対策の実施

医科大学、大学医学部等に対する地域医療への支援要請

医師不足が問題となっている小児科や産科などの診療科について、平成20年度報酬改定の効果を踏まえた更なる見直し

増加傾向にある女性医師が継続して働くことができるよう、産休・育休時等に対応する代替医師の確保や再就業支援など就業環境の整備を継続して実施

(4) 離島、へき地及びその他の過疎地域における医師確保対策の充実

離島、へき地及びその他の過疎地域は、全般的に医療供給基盤の整備が立ち遅れており、体系的な医療供給体制の整備を図る必要があることから、離島、へき地及びその他の過疎地域における医師の確保対策を充実すること。

離島、へき地及びその他の過疎地域の医療機関への医師派遣制度の創設

へき地勤務医師等の確保につながる臨床研修カリキュラムを整備するなどの制度改善の実施

大学の卒前・卒後教育の各段階で、へき地勤務等の地域医療を志向する医師を養成する仕組みづくり

病院・診療所の管理者となる要件に医師不足地域における一定期間の診療経験を付加するなど、医師のへき地等勤務を促進する具体的方策を講じること。

(5) 国民健康保険における国庫支出金の減額措置の見直し

市町村の実施する乳幼児医療費助成などの地方単独福祉医療事業を現物給付により実施した場合、国民健康保険の国庫支出金の減額措置がとられているが、この措置を廃止すること。

(6) 特定疾患治療研究事業に係る地方の超過負担の解消

難病対策は、本来、国の責任において、全国的な制度として実施されるべきものであるが、事業実施に必要な国の予算が十分に確保されないため、都道府県においては多額の負担超過を生じていることから、地方における超過負担を早期に解消するとともに、法制化を図るなど事業の安定的実施を確保すること。

(7) 難病等の診断、治療法等早期確立

診断や治療法が確立されておらず保険適用外となっているため、経済的負担が大きい疾病について、国において治療研究を進められ、患者支援策の推進・充実を図ること。

(8) 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る地方の超過負担の解消

平成19年度小児慢性特定疾患治療研究事業費国庫補助金の交付率は、基準額の94.9919%であり、この結果、都道府県（及び政令指定都市等）の超過負担が生じることとなった。

国においては、制度設計者としての責任を持ち、必要な予算を全額確実に確保すること。また、今後一切都道府県等に超過負担を発生させないよう、児童福祉法を改正し制度の安定的実施を確保すること。

39 介護保険制度の円滑な実施について

介護保険制度を長期的に安定した制度とするために、地方に過大な財政・事務負担が生じないように、国において十分な財源措置を講ずるなど施策の充実・強化を要望します。

また、介護保険法が円滑かつ効果的に実施されるためには、介護予防をはじめとする制度についての国民の理解とともに県や市町村などの行政職員、介護サービス事業者及び従業者、地域の保健・医療・福祉関係者等の積極的取組が極めて重要であり、制度の広報・啓発と人材育成、介護労働者等の確保対策について、併せて要望します。

(1) 介護保険制度の様々な改正等に当たっては、県及び保険者である市町村と十分協議するとともに、速やかに情報提供を行い、十分な準備期間を設けること。

(2) 介護サービス等の適切な提供と質の向上を図るために、介護支援専門員をはじめサービスに直接携わる保健・医療・福祉人材の確保・養成及び資質向上対策の充実等、十分な支援策を講ずること。

本格的な高齢社会を迎え、さらに拡大する介護ニーズに対応できる質の高い介護労働者の人材を安定的に確保するため、また、地域によっては常態的な人手不足が生じていることから、当該労働者の実態調査を踏まえた上で、国家資格など介護職員等に対する正当な評価の仕組みを構築するとともに、適切な水準の介護報酬等を設定するなどの総合的な労働環境の整備を図ること。なお、整備を進めるに当たっては、高齢者が負担する介護保険料の引き上げにならないよう、国において十分な財源措置を講じるなど制度の見直しも含めて検討すること。

(3) 介護保険制度の実施に伴い、事務処理体制の整備等において地方行財政の負担が増加していること、また、介護給付費・地域支援事業支援納付金に係る国民健康保険財政への影響が考えられることから、これらに対する十分な財源措置を講ずること。

(4) 介護保険制度に対する信頼を確保し、公平かつ適切な要介護・要支援認定が行われるよう、認定調査員や介護認定審査会委員に対して、認定に係る研修の充実を図り、効率的な判定ができるような支援策を講ずること。

(5) 地域包括支援センター（介護予防支援事業所）の経営基盤の安定化を図り、介護予防ケアマネジメントが円滑に実施できるよう、介護予防支援費の引上げ等の措置を講ずること。また、要支援者の様々な事情に応じて、適切な介護予防ケアマネジメントを行うことができるようにするため、市町村の長が当該市町村の区域外にある介護予

防支援事業を行う事業所を指定できるよう、所要の法改正を行うこと。

(6) 離島等地理的条件の不利な地域においても介護サービスが円滑に提供されるよう、事業者の参入を促進するための支援策を拡充するとともに、介護報酬の加算が利用者並びに県、市町村の負担増につながらないような措置を講ずること。

(7) 離島、過疎地域については、地理的、経済的条件のほか、高齢者独居世帯が多い等の理由から、施設入所が必要な高齢者の比率が高くなっており、保険料への影響が重大である。よって、これら地理的条件等が反映されるよう新たな財政支援（調整）措置を講ずること。

また、特に介護保険の利用が高くなる 85 歳以上の高齢者の 65 歳以上の人口に占める割合が反映される新たな財政支援（調整）措置を創設すること。

(8) 介護サービス情報の公表については、福祉サービスの「第三者評価」及び既に義務化されている地域密着型サービスの「外部評価」を含め、都道府県において一体的に推進することが可能となるよう、また、真に利用者による事業者の適切な選択を支援する仕組みとなるよう、制度の施行状況を検証しながら、必要な改善を図ること。

なお、改善に当たっては、利用者のサービス選択に役立つとともに、事業者自らのサービスの向上につながるよう十分配慮しながら、調査・公表内容の簡素化・平易化などを行い、効率的かつ効果的な制度とすること。

40 療養病床の再編成について

医療制度改革の一環として、医療費適正化の推進を図るために、生活習慣病予防の徹底と平均在院日数の短縮という中長期的な対策が盛り込まれ、平均在院日数の短縮の具体的方策として、療養病床の再編成が進められています。

高齢者の状態に即した適切なサービスを効率的に提供する体制づくり、すなわち地域ケア体制の整備に取り組む必要があることから、療養病床の再編成を進めるに当たっては、利用者の視点、費用負担者の視点、医療提供体制の視点に立って再編成を行うよう施策の充実・強化を本会としても提案してきました。

その結果、入所者の医療ニーズへの対応を介護報酬上評価した介護療養型老人保健施設の施設基準等が示されるとともに、大規模改修等を行うまでの間に限り療養室の面積基準に係る経過措置を平成24年4月以降も引き続き認めることなど、療養病床に入院していた患者への一定水準の医療サービス提供が確保されるとともに、療養病床の円滑な転換に向けた判断材料が明らかになってきました。

しかし、一方で、療養病床の転換を推進しようとする結果、医療と介護の適切な機能分担や、よりよい療養環境の提供といった、そもそもの改革の理念が見失われている面も見受けられます。

そこで、療養病床の再編成が単に医療保険から介護保険へ費用を付け替えるだけに終わり、国の負担を減じる一方で地方負担が増加するという結果を生むことにならないよう、制度設計者たる国の責任において、改革の根本理念に立ち返り地方財政の状況や現場の実態に合った制度とするよう引き続き十分な検討を行うことを大前提としつつ、次のとおり施策の更なる充実・強化及び見直しを提案します。

- (1) 今後、介護老人福祉施設の入所者の重度化及び高齢化に伴う医療提供の増加が予想されるため、介護職員による喀痰吸引や褥創処置などの医療行為の是非も含め、介護老人福祉施設の基本的な在り方及びその入所者に対する医療の提供の在り方について、できるだけ早く方向性を提示すること。
- (2) 有床診療所については、規模が小さく、老人保健施設等に転換することが困難であることから、有床診療所の療養病床も療養病床再編成の対象にするのであれば、有床診療所が転換可能なモデルを提示するか、転換ができない場合でも医療療養病床が維持できるよう、診療報酬上の配慮をすること。
- (3) 療養病床の再編成においては、医療給付費と介護給付費の合計額は削減されると国から説明されているが、療養病床の再編成による利用者の移動等により、国の給付費

負担が減少する一方、被保険者及び自治体の負担増が生じるおそれがあることから、介護療養型老人保健施設における介護給付費に係る自治体の財政負担割合の見直しなどを行うこと。

(4) 第4期介護保険事業支援計画における医療療養病床から老人保健施設等への転換分の取扱いについて、国の基本的考え方では、必要入所(利用)定員総数は設定しないこととし、必要入所(利用)定員総数の超過を理由とする指定等拒否の仕組みは適用しないとされているが、各都道府県における介護保険施設の整備状況を踏まえた計画的な療養病床の転換推進や医療療養病床の必要数の確保の観点等から、地域の実情に応じた取扱いを認めること。

(5) 医療療養病床が老人保健施設へ転換する場合においては、入所者に係る介護保険の保険者の取扱いについて、施設所在地の保険者に係る財政負担の不均衡が生じないように、調整交付金制度による交付対象の見直し等の必要な措置を講じること。

(6) 療養病床を介護保険施設等へ転換する際には、介護保険法、医療法、健康保険法等厚生労働省が所管する法令のほか、建築基準法、都市計画法、消防法等の関係法令の規定に従う必要がある。

サービス提供や利用者の安全確保等に支障がない限り、転換について支障が生じないよう関係法令の整合性を図るとともに、十分な配慮や施策を講じること。

41 障害者保健福祉施策の推進について

「障害者基本計画」に基づき、障害者の自立と社会参加のための施策が地域の実情に応じて総合的に展開できるよう、施策の一層の充実を図るとともに必要な財源を確保すること。

特に、障害者自立支援法の施行後、制度上の様々な課題や問題点が指摘されている。平成18年12月の特別対策に引き続き、平成19年12月に緊急措置が講じられ社会保障審議会障害者部会において障害者自立支援法の見直しに向けての検討が進められているところであるが、障害者が真に地域で安心して暮らせる制度とするための更なる対策を講ずるよう、次のとおり提案する。

- (1) 障害者自立支援法については、法施行後3年を目途に、抜本的な見直しが行われることとされているが、制度の見直しに当たっては、事前に地方の提案・要望等を十分に聞き、地域の実情に十分に配慮するとともに、利用者・事業者・市町村等関係者に対する周知に十分な期間を確保できるよう、具体的な内容について、早期に情報提供を行うこと。

また、地方自治体に対する新たな負担を求めることのないよう、国において十分な財政措置を講じること。

- (2) 利用者負担については、国において、軽減措置の検証も含め障害者及び障害児の保護者の生活実態を常に把握し、その実態を踏まえた適切な利用者負担としていくこと。

- (3) 利用者に対するサービスの安定的確保や地域生活移行の受け皿の確保を図るため、現行サービス及び報酬について見直しを行うこと。

- (4) 障害者の地域生活移行のための住まいの場として重要なグループホーム、ケアホームについて、小規模な事業所においても円滑な事業実施が可能となるよう、報酬基準の見直しを行うこと。

また、身体障害者療護施設等が新体系サービスに移行した場合、帰宅が困難な重度障害者が多数にのぼることから、日中活動サービスの日数制限を撤廃すること。

さらには、グループホーム、ケアホームの利用対象者は知的障害者及び精神障害者となっているが、身体障害者の地域での自立した日常生活、社会生活への移行を進めるため、身体障害者も利用対象とすること。

(5) 障害福祉サービスの支給決定にあたっては、障害者ケアマネジメントの手法を用いて、必要なサービスの種類や量について検討したうえで支給決定を行う仕組みとなるように見直しを行うこと。

また、障害者ケアマネジメントが、適切に機能するよう、サービス利用計画作成費の支給対象を介護保険と同様に利用者全員に拡大すること。

(6) 身体障害者、知的障害者、精神障害者の三障害それぞれの障害特性を反映した障害程度区分認定となるよう、抜本的に見直すとともに、実施までに市町村が研修やモデル事業を実施できるよう十分な期間を設けること。

(7) 地域生活支援事業の移動支援事業については、障害者の日常生活における移動手段を支える重要なサービスであるが、各自治体間の取扱いにも相違があるなど利用しにくいサービスとなっているため、自立支援給付とすること。

(8) 地域生活支援事業に対する財政措置については、障害福祉計画の基本的な指針で中長期的にすべての圏域に設置することとなっている障害者就業・生活支援センターの運営費補助や相談支援事業、地域活動支援センター等の事業が円滑に実施できるよう、自立支援給付同様、財源を義務的経費とし、都道府県や市町村の所要額に見合う十分な財政措置を行うこと。

(9) 離島等地理的条件の不利な地域においても障害福祉サービスが円滑に提供されるよう、事業者の参入を促進するための支援策を拡充すること。

(10) 精神障害者社会復帰施設及び身体・知的障害者の小規模通所授産施設等の国庫補助金については、新体系への移行実績に応じた額を確保するとともに、補助金の早期交付を行うこと。

(11) 障害者の就労移行を進めるには、福祉施策による就労移行支援の取り組みと併せて、受け入れる企業側への働きかけが必要不可欠であることから、国の労働担当部局等による積極的な企業支援施策の展開と財源の確保に努めること。

また、障害者の職場実習を推進するため、在宅生活者が実習する場合の災害保険への加入や交通費の支給など、安心して実習できるような環境整備に努めること。

(12) 国において重度心身障害者医療費助成制度を創設すること。

(13) 心身障害者扶養共済制度による年金については、支援費制度と同様に、個別減免時の利用者負担算定に当たっての収入認定から除外すること。

(14) 精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、身体・知的障害者と同様に各種公共交通機関の割引の対象となるよう、関係機関に対し運賃割引制度の適用の拡大を引き続き要請すること。

(15) 相談支援事業全般については、市町村の地域生活支援事業として法的に位置付けられているが、障害者相談員の委嘱については、従来どおり都道府県事務として位置付けられたままである。

在宅障害者に対するきめ細かな相談体制の構築や、施設入所者・精神入院患者の地域生活への移行が求められている中で、相談支援業務の一層の充実を図るため、地域での相談業務を担う存在として、知的・身体に、新たに精神を加えた三障害の相談員の委嘱を、市町村事業として明確に位置付け、相談業務を一体的に実施できるよう、法整備を行うこと。

(16) 児童福祉法（障害児支援）や障害者自立支援法の対象に発達障害児・者を位置付け、障害特性に応じた必要なサービスが受けられるよう、新しいサービスの創設や、既存サービスの活用ができるよう、法整備を行うこと。

また、発達障害に関する専門職員（医師、保健師、保育士、教員等）の養成の充実を図ること。

42 少子化対策について

国においては、少子化の流れを変えるため、改めて国、地方公共団体、企業等が一体となって、従来の取組に加え、もう一段の対策を進めていく必要があるとの考えに立ち、平成 15 年 7 月に少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法、児童福祉法改正法が公布され、平成 16 年 12 月には、同 6 月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」の具体的実施計画である「子ども・子育て応援プラン」が策定され、さらに、平成 18 年 6 月に「新しい少子化対策について」を決定し、国をあげて少子化対策を強力に進めていくこととされました。

県及び市町村においても、こうした国の動きに適切に呼応し、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定し、平成 17 年度から子育ての負担軽減など安心して子どもを生み、子育てができる環境を整備するため、地域の特性に応じた様々な施策に積極的に取り組んでいるところです。

しかしながら、少子化対策を効果的に進めるためには、広範囲にわたる個々の政策を総合的に組み合わせ、長期的に一貫して取り組むことが重要であり、関係省庁が一体となり、国をあげて施策を展開することが不可欠であります。

国においては、昨年末に策定された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に基づき、仕事と生活の調和の推進と多様な働き方に対応した保育サービスの充実等子育てを支える社会的基盤の整備の二つの取組を「車の両輪」とした施策が進められているところですが、今後とも地方において、少子化対策を積極的に推進し、本格的な少子・高齢社会の到来への対応を図るため、政府においては、「骨太の方針 2008」や「5つの安心プラン」を踏まえ、少子化対策について、その十分な財源の確保を図るとともに、次のとおり施策の充実・強化を図ることを要望します。

(1) 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備の実現に向けた次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画や、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の着実な推進のための十分な財源の確保及び事業の組み替え等にあたっては、都道府県等に新たな財政負担を生じさせないこと。

(2) 児童手当の乳幼児加算に伴う地方負担増加分の財源の確保

(3) 国の責任において、医療保険制度における就学前までの乳幼児一部負担を無料化す

ること。

- (4) 子育てに伴う経済的負担の軽減のための施策の充実・強化（国による児童手当制度のさらなる充実、子育て家庭に対する税制度の見直し、第2子以降の保育料の無料化又は軽減、育英奨学金制度の充実）
- (5) 不妊治療に関するガイドラインの早期策定や不妊治療への医療保険適用の拡大なども含めた不妊治療に関する公的支援体制の整備強化
- (6) 結婚や子どもを生み育てることについてのポジティブ・キャンペーンの展開や、子育てを男女が共に担い、社会全体で支援する雰囲気を作り一層醸成するためのマスコミ等を通じた全国的規模の広報・啓発活動の実施
- (7) 児童・家庭関係給付の比重が低く、高齢者関係給付の比重が高い現在の社会保障のあり方の見直し
- (8) 働き方の改革による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図るための企業の取組を促進するとともに、実現に向けた枠組みづくりなど、社会全体の取組とするための政策の推進
- (9) 勤労観・職業観の育成、就労支援の強化、ニート・フリーター対策など、若者の経済的自立の促進
- (10) 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの整備推進とその安定した運営を図るため、整備及び運営に係る国庫補助の拡大・創設並びに周産期医療提供体制の充実を図るための周産期医療に係る診療報酬の改正
- (11) 産科医療機関がない離島に居住する妊産婦の経済的負担を軽減するための国の支援策の創設
- (12) 現在、国において検討されている児童福祉法等の一部を改正する法律案の早期成立を求めるとともに、法律案における子育て支援事業等の新たな基準等の立案にあたっては、最小限の内容にとどめること。

また、基準等の策定前に遅滞なくその案を都道府県等に情報提供し、意見を聴くこと。

- (13) 現在、国において検討されている児童福祉法等の一部を改正する法律案の早期成立を求めるとともに、法律案における市町村の次世代育成支援行動計画に係る参酌標準の立案にあたっては、住民ニーズなど地域の実態が十分反映できるような内容とすること。

43 保育所における看護師等配置の促進について

女性の就労の増加や就労形態の多様化に伴い、乳児保育のニーズが年々高まっていますが、特に乳児は身体が未発達で、体調も急変しやすいため、早い段階で不調を発見し、適切な措置を行うことが重要になっています。

このため、各保育所においては、専門的な知識を有する看護師等（保健師・助産師・看護師・准看護師）の配置を進めているところですが、現行制度上、看護師等を定数に算入できるのは「乳児6人以上の保育所」に限られています。

安心して預けることができる保育環境を充実していくためにも、乳児の人数で線を引くのではなく、現場の判断により、看護師等を保育士定数に算入できるよう制度改正を要望します。

また、看護師等の配置に必要な経費を運営費に加算されるよう、制度改正を要望します。

44 社会福祉施設職員等退職手当共済法第 19 条に基づく都道府県補助の見直しについて

社会福祉施設職員等退職手当共済事業については、昭和 36 年度の創設以来、加入対象となる施設数、加入職員数とも大幅に増加するなど、都道府県補助の事業費負担も増加しているところです。ついては、都道府県の負担に見合った普通交付税措置について強く要望します。

また、介護保険における民間の事業主体との対等な競争条件の確保の観点などから同法が改正され、平成 18 年度から制度の一部見直しが行われておりますが、制度創設から 45 年以上経過し、社会福祉施設を巡る状況が大幅に変化していることから、都道府県の負担の在り方を含め制度の抜本的な見直しを図られるよう要望します。

45 原油価格高騰等に伴う社会的弱者に対する支援について

原油価格高騰等の影響により、日常生活を送る上で欠かせないガソリンやガスなどの価格が上昇しているほか、食料品を始めとした日用雑貨も徐々に値上がりするなど、国民生活に大きな影響が出てきています。

特に、福祉施設利用者等いわゆる社会的弱者と言われる方々のくらしでは、日々、様々な節約や工夫を施しながら、何とかやりくりしているものの、その努力は限界に達しています。

このため、早急な物価高騰に対応した社会的弱者対策について、次のとおり提案します。

- (1) 児童養護施設、里親、母子生活支援施設、婦人保護施設等における一般生活費を原油高騰や食料品の価格上昇等を反映した額に改定するなど、社会的弱者の生活を脅かすことのないよう、適切な対策を講じること。
- (2) 障害者自立支援給付費を原油高騰等の影響を反映した額に改定するとともに、これが利用者負担の増につながらないように緩和措置を講じるほか、障害者自立支援対策臨時特例交付金による事業者コスト対策の対象範囲や対象期間等の基準を見直すこと。
- (3) 原油高騰等の影響に関し、介護保険事業所に対する財政支援の創設や介護報酬の適切な改定等を実施するとともに、介護報酬の引き上げが保険料並びに県市町村、利用者の負担増にならないような財源措置を講じること。
- (4) 社会福祉施設整備費補助制度の対象に、電化設備や太陽光発電など「省エネルギー設備整備費」を加えること。

46 鳥インフルエンザをはじめとする新興の動物由来感染症の緊急対策について

近年、鳥インフルエンザ、ウエストナイル熱など動物由来の新興感染症の発生が懸念されています。

鳥インフルエンザについては、その対策に努めてきたところですが、今後とも警戒を続けるとともに対策の充実が望まれているところです。

また、ウエストナイル熱、チクングニヤ感染症は、一度国内発生した場合には、現時点では根絶が困難と推察されるため、鳥インフルエンザとは全く異なる対策が必要になるものと思われます。

また、新型インフルエンザ対策については、地方自治体の果たすべき重要な役割として、医療体制や危機管理体制の整備等に努めてきたところですが、地方自治体が行う対策の実効性を高めるための法的根拠、地方自治体への財源措置等多くの課題が明確になっており、新型インフルエンザを国家的な危機管理の問題として、国が主体となって対策を進めるべきであると考えます。

ついては、健康と安全を守る体制を確立し、国民の不安解消を図るため、次のとおり緊急施策の充実・強化を提案します。

1 動物由来感染症対策について

- (1) 検疫体制を強化し、ウエストナイル熱等の国内での発生を未然に防ぐこと。
- (2) 動物由来感染症に関する情報を迅速かつ的確に提供すること。
- (3) 動物由来感染症の予防、検査、治療方法を早急に確立すること。
- (4) ウエストナイル熱の感染経路の遮断方法（媒介蚊対策）及びワクチン開発を推進すること。
- (5) 早急なウイルスの侵入経路の解明を行い、予防策を講じること。
- (6) 鳥インフルエンザ防疫対策を強化すること。

2 新型インフルエンザ対策について

- (1) 新型インフルエンザの世界的流行に備え、パンデミックワクチンの早期供給体制の確立及び抗インフルエンザウイルス薬の必要な量を安定的かつ円滑な供給を可能

とする流通管理システムの構築を推進するとともに、予防投薬及び子どもへの投与を含めた有効かつ適切な使用方法を明示すること。

また、国が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬の予防投薬についても、使用基準及び放出方法を具体的に示すこと。

- (2) プレパンデミックワクチンの供給及び接種等の実施体制を早急に整備すること。
- (3) 大流行期の入院病床を確保するために、独立行政法人国立病院機構が設置する病院等の空床（休棟）利用を促進し、必要な財政措置を講ずること。また、医療機関において一時的にオーバーベッドになった場合の特例を認めること。
- (4) 医療従事者の感染リスクを十分に勘案した補償制度の創設、発熱外来の設置・運営のための費用、並びに医療従事者の確保等に係る費用について財政措置を講じること。
また、都道府県が実施するワクチン接種、感染防護具の備蓄等に係る費用や、市町村が実施する地域住民への食料の提供等住民支援等に係る費用について財政措置を講じること。
- (5) 新型インフルエンザ対策を迅速かつ適切に実施するため、営業自粛等の社会活動の制限が可能な法的根拠の整備並びに発熱外来の設置手続きに必要な医療法及び健康保険法の改正等、対策に必要な法整備を行うこと。

47 T S E（伝達性海綿状脳症）スクリーニング検査等について

平成 13 年 9 月、我が国において初めて B S E（牛海綿状脳症）に罹患した牛が確認されたことに伴い、地方公共団体においては、国の指示により、同年 10 月から食用として処理される牛全頭の B S E スクリーニング検査を実施し、平成 20 年 3 月までに死亡牛 13 頭を含め国内で 35 頭目の B S E 感染牛が確認されたところです。

国においては平成 17 年 8 月 1 日から、B S E 検査対象を 0 ヶ月齢以上（全頭）から 21 か月齢以上の牛とされ、地方自治体が行う 2 0 ヶ月齢以下の牛の B S E 検査に対する国庫補助の経過措置も、平成 2 0 年 7 月末で終了しましたが、消費者の安心の確保のため、と畜場のある全ての都道府県が自主検査を続けています。

また、平成 17 年 10 月 1 日からは、めん羊及び山羊についても T S E（伝達性海綿状脳症）検査の実施が義務づけられています。

B S E 発生の経緯より牛、めん羊及び山羊の T S E 検査に係る経費については、国において財源措置を講ずるよう次のとおり提案します。

(1) T S E スクリーニング検査キットの購入経費については、全額国において財源措置を講ずること。特に、B S E 全頭検査は、消費者の安心の確保に大きく寄与していることから、自治体が行う自主検査への国庫補助を復活し、安定した B S E 全頭検査体制が維持できるよう措置すること。

(2) 新たな T S E 検査キ

ットの承認に当たっては、現在の検査体制（機器整備）に支障をきたさないよう配慮すること。

(3) T S E スクリーニング検査実施に伴って新たに生じた人的経費について、国において財源措置を講ずること。

(4) T S E スクリーニング検査のための検査機材及び検査機器・施設の整備、維持改善等の経費については、全額国において財源措置を講ずること。

(5) 特定部位の焼却並びに牛せき柱の除去、分別管理及び焼却等に要する義務的経費（ランニングコスト）について全額国において財源措置を講ずること。

(6) より迅速な T S E 検査方法の研究開発を推進すること。

48 男女共同参画社会の推進について（共同提案）

少子・高齢化、国際化、高度情報化の急速な進展等により、価値観の多様化やライフスタイルの変化など、男女を取り巻く環境も大きく変わっており、将来にわたって豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が対等なパートナーとして、社会に貢献し、責任を分かち合う男女共同参画社会を実現していくことが重要な課題です。

国においては、これまで「男女共同参画社会基本法」の施行や「男女共同参画基本計画」の策定など、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策を講じています。

平成 17 年 12 月には、女性の再就職や起業等女性のチャレンジ支援を重要な柱とした「第 2 次男女共同参画基本計画」が策定され、平成 19 年 12 月には、仕事と家庭・地域生活の両立が可能なワーク・ライフ・バランスの実現に向け、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定されました。更に、平成 20 年 1 月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、保護命令制度の拡充や市町村に対する基本計画策定の努力義務等が定められるなど、制度の充実が図られました。

しかしながら、男女共同参画社会の実現のためには、なお一層取り組みを推進する必要があるため、次のとおり施策の充実・強化を提案します。

- (1) 国民各層のコンセンサスづくりや教育及び普及啓発の一層の強化を図ること。
- (2) 仕事と家事・育児・介護など家庭生活の両立を支援するための施策の充実を図ること。
- (3) 女性の能力活用について企業の取り組みを促進するとともに、再就職や起業等女性のチャレンジを支援する施策の充実を図ること。
- (4) 国の審議会における女性委員の登用等、女性が政策・方針決定過程へ参画する機会を拡大できるような施策の充実を図ること。
- (5) 配偶者等からの暴力、性犯罪やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、売買春等男女共同参画社会の形成を阻害する暴力を根絶するため、教育、啓発及び防止対策に積極的に取り組むこと。
- (6) 上述の暴力による被害者を適切に保護するため、法律の周知を図り、被害者救済のための相談体制及び被害者支援体制の充実強化、関係機関や都道府県の連携強化及び

民間団体への支援など施策の充実を図るとともに、加害者対策に関する調査研究を進めること。

49 同和問題等あらゆる人権問題解決に向けた施策の推進について

国においては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成 14 年 3 月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図られているところですが、なお一層の推進を図るためには、地方公共団体との連携及び財政上の措置の強化が必要です。

また、同和問題については、平成 13 年度末をもって「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効し、国の特別対策はすべて終了しましたが、結婚問題などにみられるように、依然として差別意識が存在しており、今後とも重要な課題として引き続き取り組んでいかなければならない状況にあります。

ついては、国において、今後とも同和問題等あらゆる人権問題の解決に向けて、人権施策の一層の推進を図られるよう、次のとおり施策の充実・強化を提案します。

- (1) 人権侵害による被害救済の充実強化のため、人権擁護推進審議会の答申に反映されている「国内機構の地位に関する原則」等を踏まえ、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権救済制度を早急に確立するよう法的措置を講じること。
- (2) 「人権教育・啓発に関する基本計画」の積極的な推進を図るため、各省庁間を総合的に調整する体制を整備するとともに、地方公共団体との連携及び財政上の措置を強化すること。
- (3) 「人権教育のための国連 10 年」の取組の成果を踏まえ、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく施策の充実・強化を図ること。
また、「人権教育のための国連 10 年」を継承する「人権教育のための世界計画（プログラム）」の具現化に向けた人権教育・啓発の充実が図られるよう、その方策を検討すること。
- (4) 同和問題に対する正しい理解と認識を深めるため、各種の広報媒体を活用した啓発活動を積極的に推進すること。
- (5) 国が地方公共団体に委託して行う人権啓発活動地方委託事業について、地方公共団体の要望を踏まえ、制度の充実を図ること。

50 ハンセン病問題対策について

本年6月11日に、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立しました。今後、入所者が、地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことが出来るように、どうすべきか、また、何が出来るのか、ハンセン病療養所の将来構想づくりが課題となっております。こうした現状を踏まえ、成立した法律の理念の実現に向けて、次のとおり施策の実施を要望します。

- (1) ハンセン病に対する偏見や差別の解消を図るため、特に若い世代に対する啓発を中心に正しい知識の普及啓発を継続して実施すること。
- (2) 今後も継続してハンセン病療養所での生活を希望する入所者に対して、終生の在園が保障されたが、入所者及び退所者の「生活の質（ＱＯＬ）の向上」のため、引き続き、きめ細やかな医療・福祉サービスが受けられるよう努めること。
- (3) 入所者の良好な生活環境の確保を図るために行う「国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供する等の必要な措置」（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第12条）については、国の責任において、協議の場を設け計画を策定するなど、入所者や地方公共団体等の意見を反映させるための措置を講ずること。

51 水俣病対策の推進について

平成16年10月の水俣病関西訴訟最高裁判決後、新たな水俣病対策として、平成17年10月から保健手帳の申請受付再開を実施するなど、熊本・鹿児島両県では国とともに水俣病対策を推進しているところです。

しかしながら、熊本・鹿児島両県で約6千件の認定申請を抱える一方で、十分な検診医の確保ができないことなどから、認定業務を円滑に進めることができない状態となっております。さらに、熊本県は、被害者団体から国家賠償等請求訴訟等を提訴されております。

このような状況の中、昨年10月末に、一時金150万円の支給等を内容とする新たな救済策の基本的考え方が示されました。

これらを踏まえ、被害者の早期救済をはじめとする水俣病問題への取組みがより一層必要となっていることから、水俣病対策の推進について次のとおり要望します。

- (1) 水俣病被害者の一日も早い救済が図られるよう、与党水俣病問題に関するプロジェクトチームの方針に基づく救済策の早期実現とその円滑な実施に積極的に取り組むこと。
- (2) 検診医の確保について、特段の配慮を図ること。
また、国の責任による検診体制の整備など、認定業務の促進について、検討すること。
- (3) 水俣病発生地域の医療・福祉の連携や再生・融和（もやい直し）の促進等今後も水俣病対策の推進に向けて所要の財源確保を講じること。
- (4) 水俣病総合対策医療事業等の実施に伴う関係市町の国民健康保険に係る財政負担の増加について、引き続き適切な対応を図ること。

52 アスベスト対策について

平成 17 年 6 月、大手機械メーカーより、従業員、周辺住民等が中皮腫などアスベストが原因と見られる疾患で発症、死亡したことが発表されて以来、アスベストによる健康被害が社会問題化しています。

このような中で、国においては、「アスベスト問題への当面の対応」や「アスベスト問題に係る総合対策」が示され、「石綿による健康被害の救済に関する法律」の制定など各般の施策が推進されているところですが、今後とも、これらの施策の総合的かつ計画的な推進を図る必要があります。

ついては、次のとおり施策の充実・強化を早急に講じられるよう提案します。

- (1) アスベストによる健康被害を発見するため、石綿関連疾患の検査を希望する一般住民を対象とした検診制度を早期に確立すること。
また、健康被害のおそれのある周辺住民等に対する健診、医療費補助等を先行して実施した自治体の負担に対し財政措置を講じること。
さらには、治療方法の研究、治療研究体制の充実及び医療スタッフの確保と知識・技術の向上などを図ること。
- (2) 石綿健康被害救済制度による石綿業務従事者以外の健康被害者に対する救済給付については、中皮腫及び肺がん以外の疾病についても今後さらに知見を収集し、その取り扱いについて検討すること。また、労災補償等との支給額の格差是正など制度の改善に努めること。
- (3) 建材の吹き付けアスベストは、現在、解体時以外には調査・撤去の法的根拠がない状況にある。住民の安全を確保するためには、解体時以外にもアスベストの調査を義務付けること。また、解体等現場周辺におけるアスベスト濃度の規制基準を設定し、施工業者に解体等現場周辺におけるアスベスト濃度測定を義務付けること。
解体等工事において、複数の省庁が定めた煩雑な手続きの簡素化を図ること。
- (4) 公共施設及び民間建築物におけるアスベストの使用状況の調査経費及びアスベストの含有率検査や除去・改修工事等の経費について、財源措置等必要な措置を引き続き講じること。

53 廃棄物処理対策の強化について

産業廃棄物の最終処分場容量が逼迫し、不法投棄の増加が強く懸念される中で、廃棄物の適正処理を確保するため、廃棄物の減量化、資源化、再生利用の推進が緊急の課題です。

また、最終処分場に対する規制強化や既に廃止した最終処分場における安全性の確保とともに、P C B 廃棄物に係る処理体制の問題や、平成 13 年 4 月に施行された特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）における円滑な収集運搬への対応も新たな課題となっています。

ついては、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を目指し、廃棄物処理対策をより総合的で実効あるものとするため、次のとおり施策の充実・強化を提案します。

- (1) 産業廃棄物処理施設設置許可に係る有効期限の設定を行うこと。
- (2) 最終処分場設置に係る生活環境保全上の配慮事項を明確化すること。
- (3) 安定型処分場について、硫化水素ガスに係る規制強化を図るとともに、雨水分離機能や浸透水集排水機能、ガス抜き機能の確保が図られるよう構造基準を改正強化すること。また、安定型処分場に埋立可能な産業廃棄物の種類の見直しを図ること。
- (4) 稼働中及び閉鎖した安定型処分場について、ガス発生や浸透水水質の状況、並びに下流域への影響等を考慮し、改善を実施すべき安定型処分場について、必要な改善措置が講じられるよう、法制度の整備を図ること。
- (5) 不法投棄又は不適正処理に対する罰則の強化を図ること。
- (6) 既に廃止された廃棄物最終処分場の土壌・水質等の全国調査の実施と調査後の取扱基準を早期に示すこと。
- (7) 公共関与による産業廃棄物最終処分場の広域的整備の促進を図ること。
- (8) 排出事業者による排出量に応じた基金の負担制度の導入や国の基金拠出の増額などにより基金制度の拡充を図るとともに、小規模事案等に対する基金の活用について弾力的に運用すること。

- (9) 小型船舶等については、製造事業者責任を踏まえたりサイクルシステムの拡充を図るとともに、離島地域等において輸送による地域間格差が生じないような措置を講ずること。
- (10) 廃棄物の資源化、再生利用を促進するため、国の公共建設工事において県が認定した再生資源を使用したリサイクル製品の利用促進を図るとともに、リサイクル製品のJIS制定をさらに進め、リサイクル製品の利用拡大を促進すること。
- (11) デポジット制度（預託払戻制度）の制度化について早急に検討すること。
- (12) 家電リサイクル制度については、排出家電のフローや家電不法投棄の情報を把握し、課題が生じた場合には、再資源化料金の前払い制の導入を含め、制度の再検討時期を待たず、必要に応じ措置を講ずること。
- また、先般、（財）家電製品協会が示した不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力の実施に当たっては、市町村の実情を十分把握して利活用しやすい制度の運営を図るとともに、市町村への技術的支援を強化すること。
- (13) 自動車リサイクル法の円滑な実施のため、拡大生産者責任を徹底するとともに、離島地域等において輸送による地域間格差が生じないような措置を講ずること。
- (14) 容器包装リサイクル法の円滑な実施のため、分別収集及び選別、保管等について、市町村と事業者の費用負担等の適正化を図ること。

54 海岸域へ漂流・漂着する流木やごみ対策について

近年、海岸域では、海外からと思われる流木や医療系廃棄物、廃ポリ容器等更には河川等から流出した流木や葦等のごみなどが大量に漂流・漂着し、堤防等の海岸保全施設の機能だけでなく、漁業活動や観光面を含めた生活環境、自然環境の保全に重大な影響を及ぼしています。

これらの漂流・漂着物は、原因者が特定できないことから、県や地元市町村等で撤去・回収に努めていますが、こうした状況は、通常の管理の範疇を超えるもので負担も大きく、繰り返し漂流・漂着してくることから、対応に苦慮しているところです。

また、海岸への漂着物は、二次的な被害といえる災害であり、海外からのものは、国際間の問題とも考えられます。

については、海岸域の良好な生活環境や自然環境、漁場環境及び安全な船舶の航行の確保が図れるよう、次のとおり施策の充実・強化を提案します。

(1) 恒常的な漂流・漂着ごみの処理（回収・運搬・処分）に係る財政支援措置の創設

(2) 緊急・災害時の漂流・漂着ごみ処理に係る補助事業制度の拡充

災害関連大規模漂着流木等処理対策事業の拡充

補助対象基準の緩和：漂着量及び事業費の採択基準を緩和すること。

漁場漂流・漂着物対策推進事業の拡充

補助対象の拡充：災害時の漁業者による回収についても補助対象とすること。

災害等廃棄物処理事業の拡充

補助対象基準の緩和：災害に起因しない漂着ごみの処理に要する経費について、処理量に係る規模要件を緩和すること。

(3) 医療系廃棄物や廃ポリ容器等の漂着の原因究明、漂流・漂着状況の監視体制の整備並びに流出防止のための国際協力体制の構築

(4) 河川等からのごみ流出防止対策の充実

流出実態調査や流出防止対策の充実

ごみ流出防止のための政府公報等啓発・普及の充実

(5) 小型の環境整備船の配置等、漂流ごみを回収する環境整備船の対応の強化

55 消費者の視点に立ち地方が主役となる消費者行政の実現について

昨今、消費生活用製品事故の多発、冷凍ギョウザによる中毒事件など、消費者の安全を脅かす事態が多発しています。

また、保険金の不払問題や投資詐欺などの悪質商法による消費者被害、多重債務問題の深刻化など、消費者問題は益々複雑・多様化してきています。

このような中、国においては、各省庁縦割りとなっている消費者行政を一元的に推進し、全国ネットワークを構築することを盛り込んだ「消費者行政推進基本計画」を閣議決定しました。

生活の安全、安心を図ることは、地方行政の中心となる重要課題であり、地域の実情に応じて様々な創意工夫のもと、消費者行政についても、地方自治体がきめ細やかな対策を進めているところです。

消費者の視点に立ち地方が主役となる消費者行政を実現し、地方と政府が連携し消費者の声が届くネットワークを創るためには、消費者に身近で日常的に接する地方自治体の役割こそが重要であり、地方の消費者行政の抜本的な強化を図ることが必要です。

さらに、食の安全・安心については、国民生活を支える柱であり、関係省庁はもとより、国と地方が組織の垣根を乗り越えて緊密に連携するとともに、消費者のニーズを踏まえた法制度の整備や、監視・指導体制の強化など、消費者の視点に立った食品安全行政を推進することが必要です。

については、今後の消費者行政の推進にあたり、次のように提案します。

(1) 消費者行政推進に係る新組織のあり方

消費者行政の推進に当たっては、消費者に身近な地方自治体における体制強化が不可欠であり、新組織の検討に当たっては、現場で対応している都道府県の意見を十分に反映されるとともに、新組織と関係省庁の役割や権限を明確にすること。

(2) 全国ネットワークの構築について

国民生活センターと消費生活センターを結ぶ全国ネットワークの構築に当たって消費生活センター等が新たに担うこととなる情報の集約・分析等の役割は、国の要請に基づくものであり、国が必要な費用を措置すること。

また、地域規模など実情に配慮し、地方の自主性を重んじるとともに、全ての地方公共団体で活用できる仕組みとすること。

(3) 苦情相談対応、事業者指導等について

消費者に身近な地方公共団体において、消費者被害の未然防止や拡大防止のため、

相談苦情に迅速に対応し、実効性ある事業者指導が実施できるよう、改善命令や営業停止処分等の規制権限を幅広く県に移譲すること。さらに、相談員及び立ち入り検査を行う指導員等の設置・拡充や十分な研修機会の確保など組織強化や権限移譲等に伴い地方公共団体に生じることとなる新たな財政需要については、これを別枠で確実に手当てすること。

(4) 食品表示制度の充実・強化

ＪＡＳ法、食品衛生法、景品表示法、健康増進法などの関係法令の整理、食品表示基準の統一などにより、消費者等に分かりやすい表示制度を促進すること。

消費者が安心して商品選択できるようにするため、加工食品の原材料の原産地表示について、表示を義務づける原材料の範囲及び義務表示対象品目の拡大を推進するとともに、外食における原料原産地表示を推進すること。

また、規制対象の拡大に伴い増加する業務に要する費用について、必要な財政上の措置を行うこと。

悪質な不適正表示により食の安全安心に深刻な影響を与えた事業者に対して食品衛生法と同様に業務停止命令等を行えるようにするなど、ＪＡＳ法など関係法令においても処分権限や罰則を強化すること。

(5) 輸入食品の検査体制の充実・強化

加工食品のモニタリング検査項目の増加など、輸入時の検査を充実するため、検疫所の検査体制を強化すること。

56 光化学オキシダントの高濃度現象に係る対策について

平成19年度においては、過去最高の28都府県で、光化学オキシダント注意報等が発令され、特に、九州・山口地方においては、地域に起因するとは考え難い、広域的な高濃度現象が発生しているところです。

また、国立環境研究所の研究者からも、九州・山口地方の高濃度現象は、大陸からの移流による影響が一定程度認められるとの見解が示されています。

このような状況を踏まえ、昨年、「平成20年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」の中で、光化学オキシダント濃度レベルの上昇要因について早急に原因を究明し、必要な場合は、国際的な対応も視野に入れた対策を行うよう要望したところです。

現在のところ、昨年の日中韓三カ国環境大臣会合において、汚染メカニズムの解明や共通認識に向けて科学的な研究を協力して進めることが合意されたものの、局長級の政策対話では、意見交換に止まっている状況と聞いています。

については、国民の安全を確保するため、東アジア地域においても、欧米で締結された長距離越境大気汚染条約のような国際的な枠組みを確立し、原因の早期究明とその対策の実現、更には、恒久的に大気環境を保全する必要があると考えます。

また、広域的な高濃度現象の解明には、気象条件や光化学オキシダントの濃度分布などを詳細に把握する必要があるため、地域由来が想定されない箇所へも、大気測定局を設置する必要があるが、都道府県知事が大気汚染状況の常時監視のために設置している大気測定局は、ばい煙の規制や緊急時の措置等を講じる際の根拠となるデータ取得を主に想定していることから、発生源を持つとされる地域へ、局所的に設置されている例が多いところです。

したがって、国外からの大気汚染物質の流入を調査・研究するためにも、離島や山間部などの未設置地域へ、国が、積極的に大気測定局の設置を行うことが望まれます。具体的には下記のとおり要望します。

- (1) 東アジア地域においても、欧米で締結されているような国際的な枠組みを確立し、原因の早期究明とその対策の実現、更には、恒久的な大気環境保全のための原因物質排出規制に係るルールづくりを行うこと。
- (2) 大陸からの移流による影響を研究するために、離島や山間部などの地域へ、国が、積極的に大気測定局の設置を行うこと。
- (3) 環境省の「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」を定期に開催し、光化学オキシダント濃度上昇のメカニズムや汚染原因を解明すること。

〔教育・情報対策〕

57 市町村への教職員人事権の移譲について

県費負担教職員の人事権については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、「県費負担教職員の同一市町村内の転任については、市町村教育委員会の内申に基づき、都道府県教育委員会が行うこととする。」とされ、市町村教育委員会の意向が強く反映される形となり、教育行政における地方分権の推進が図られているところです。

市町村への教職員人事権の移譲については、平成20年1月の教育再生会議最終報告において、「広域人事の担保と市町村教育委員会への人事権の移譲」は、検討を開始すべき事項として位置づけられました。

また、平成20年5月の地方分権改革推進委員会第一次勧告及び6月の地方分権改革推進要綱においては、広域での人事調整の仕組みにも留意した上で、都道府県から中核市に人事権を移譲するとともに人事権者と給与負担者が一致するように検討するとされています。

県教育委員会では、県費負担教職員の服務監督権者である市町村教育委員会の意見を人事行政に十分反映させながら、県において広域人事を行うことにより一定水準の義務教育の維持・向上を図っているところですが、市町村へ人事権を移譲した場合、下記の問題点が生じ、県内各地域において教育力の格差が発生することから、人事権の移譲については、給与負担のあり方や移譲の是非も含めて引き続き慎重に検討されるよう要望します。

(1) 学校の活性化や学校運営に支障

児童生徒数の著しい減少により、中核市以外の市町村では新規採用が見込めないか、もしくは極めて少数の採用しかできないため、教職員の高齢化を招き、学校の活性化や学校運営に支障をきたすことになる。

(2) 教職員の質の不均衡が生じる

現在の都市志向から優秀な教員が都市部に集中することにより教職員の質の不均衡が生じることになる。特に、へき地部では人材確保も困難になり教育の低下を招くなど、教育水準の地域間格差が懸念される。

(3) 過員が生じることにより現職教職員の退職が必要

都市部以外の市町村では児童生徒数減少による教職員定数の減や学校の統廃合等が進めば、「過員状態」が生じ、現職教職員の退職が必要になる。

(4) 教科担任の配置に支障

市町村へ人事権が移譲された場合、必要な教科担任の配置に支障をきたすことになる。

(5) 権限と費用負担のねじれの拡大

現在、政令指定都市においては、市が教職員人事権を持ち、県が給与を負担するというねじれ現象が生じており、その解決が必要であると考えます。

また、中核市等に教職員人事権を移譲することにより、同様のねじれが拡大することを強く懸念します。

58 政府開発援助（ODA）等を活用した留学生対策等の拡充について

国においては、21世紀初頭に10万人の留学生を受け入れることを目途に、渡日前から帰国後まで体系的な留学生受入れのための施策（「留学生受入れ10万人計画」）を総合的に推進されてきたところですが、福田総理は、本年1月の第169回国会における施政方針演説の中で、「留学生受入れ30万人計画」を策定し、実施に移すことを掲げられました。

留学生の受入れを増やすには、受入れ体制の質的充実のほか、我が国の生活コストの高さや日本語の習得の難しさなど、依然として解決すべき多くの課題があり、「留学生受入れ30万人計画」の実現には、これまで以上の対策が必要となります。

九州・山口地方は、留学生の大半を占めるアジア諸国と地理的・歴史的に最もつながりが深く、将来のアジアの国際的な知的交流の場となるべく、大学間で情報交換に努めるとともに、地方公共団体等においても、留学生に対する各種の支援事業を実施するなど、受け皿の一層の整備を進めています。

ついては、政府開発援助（ODA）等を活用した留学生対策の一層の拡充を図るため、次のとおり提案します。

- (1) 国費留学生の受入枠の拡大
- (2) 私費留学生に対する学習奨励費給付制度、授業料免除制度等の援助施策の拡充
- (3) 留学生住宅の増設
- (4) 地方公共団体等が行う留学生支援事業に対する財政措置の拡充

59 公立高等学校施設の耐震化のための地方財政措置の拡充について

公立高等学校施設の生徒が安心して学べる教育環境に整備するためには、耐震化を早急に進める必要があります。

特に、大規模な地震により倒壊等の危険性が高い施設については、最優先で耐震化に取り組むことが重要であります。

つきましては、公立高等学校施設の耐震化を迅速に推進するため、次のとおりその財源となる地方債に係る地方交付税措置の拡充を要望します。

- (1) 公立高等学校施設の耐震化については、地方防災計画上の避難所に指定された場合にあつては、防災対策事業債を充当でき、その元利償還金の50%に地方交付税措置があるが、避難所に指定されていない場合に充当できる臨時高等学校整備事業債には地方交付税措置がないので、耐震化を一層促進するため、早急に両地方債の地方交付税措置を公立小・中学校施設並に拡充すること。

60 地域の情報化の推進について

平成 18 年 1 月に策定された 2010 年度を目途とする「ＩＴ新改革戦略」が目指す「情報格差のないＩＴ社会」の実現のため、次のとおり施策の拡充・強化を要望します。

- (1) 離島、山間地の多い九州・山口地方において喫緊の課題となっている、ブロードバンドや携帯電話をはじめとした情報通信基盤に係る地域間格差（デジタル・ディバイド）の是正を図るため、平成 20 年 6 月に策定された「デジタル・ディバイド解消戦略」に基づき、次のとおり施策の充実等、適切な措置を講ずること。

「ブロードバンド全国整備に向けた都道府県ロードマップ」に基づき、ブロードバンド世帯カバー率「全体」100%、「超高速」90%を 2010 年度までに達成できるように、必要な措置を講ずること。

ア ブロードバンド・ゼロ地域については、地方公共団体への過度の負担とならずに早期解消が図られるよう、ＦＴＴＨ、ＡＤＳＬ、ケーブルテレビ、ＦＷＡ、衛星インターネットなどの情報通信基盤の整備について、地方公共団体に対する支援を特に拡充すること。

イ 人口が少なく維持管理経費を料金収入では確保できない地域に対する財政的支援を含めた多様な支援策や、通信事業者に対する要請を十分に行なうなどの必要な措置を講ずること。

ウ 過疎、離島等条件不利地域において、ブロードバンドサービスを提供するために必要な施設整備を行う通信事業者に対し助成措置等を行う地方公共団体への財政支援の一層の拡充を行うとともに、ブロードバンドインターネット接続サービスを運営する地方公共団体への財政支援措置を講ずること。

地域イントラネット基盤施設整備事業など地域公共ネットワークの整備に係る財政措置を拡充するとともに、公共アプリケーションの利活用促進を対象としたソフト事業への財政措置を講ずること。特に、合併により成立した市町村、合併の検討が進み法定合併協議会が設置される地域及び複数の離島から構成される市町村において、情報基盤整備事業が円滑に実施できるよう必要な財源を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。

光ファイバー網の整備に当たっては、安全で円滑な道路交通の確保や良好な景観を形成するため、道路の地下空間を活用した電線共同溝及び情報ＢＯＸ等の整備促進を図るとともに、公共施設管理用光ファイバーの開放については、地方公共団体の活用に配慮した措置の拡充を図ること。

携帯電話が急速に普及し、国民生活や社会経済活動に必要不可欠なサービスとなっている中で、過疎・離島地域など携帯電話のサービスの提供が見込めない地域の解消を図るため、新技術の普及促進及び携帯電話等エリア整備支援事業に係る十分な予算を確保すること。

ブロードバンド、携帯電話サービス、地上デジタル放送及びＩＣＴの利活用促進を一体的に推進する複合的な整備に対する支援を拡充すること。

- (2) 地上テレビ放送のデジタル化について、アナログ放送停止の平成 23 年 7 月までにスムーズな移行が行われ、現行のアナログ放送で視聴していた放送はデジタル放送への移行後も引き続き視聴可能となるよう、送信側と受信側の環境整備について、次のとおり施策の拡充等、適切な措置を講ずること。

デジタル中継局の整備については、平成 19 年度には支援措置が創設され、平成 20 年度には補助率や事業主体が拡充されているが、支援が必要な過疎、離島等条件不利地域が多いことから、都市部と同等のサービスが享受できるよう適用範囲の拡充とともに、対策の終了まで事業に係る十分な予算を確保すること。

また、デジタル中継局の整備は、難視聴地域における共同受信施設のデジタル化の前提になるものであるので、放送事業者に対し早期整備を行うよう要請するとともに、中継局ロードマップの随時見直しが行われるように措置を講ずること。

民放局が少ない等の理由で、県外放送が生活に根付いている地域においては、デジタル化後も引き続き県外放送を受信できるよう地域住民から強い要望があることから、このような地域ではデジタル化に当たって、現在のアナログ波と同等の視聴可能範囲を確保するための措置を早急に講ずること。

ケーブルテレビのデジタル化について、移行がスムーズに行われるよう、複数のＣＡＴＶ事業者がデジタルヘッドエンド設備を共同で構築・利用することへの支援等、適切な措置を講ずるとともに、事業に係る十分な予算を確保すること。

難視聴地域における共同受信施設のデジタル化改修や新設に対する支援については、利用者や市町村、特に経済的弱者の負担を軽減するための措置を講ずるとともに、該当施設の整備が完全に終了するまで十分な予算を確保すること。

また、中継局の開局が随時行われることから、辺地共聴施設整備事業の募集時期についても弾力性を持たせるなど、地上デジタル放送への円滑な移行に向けて適切な措置を講ずること。

受信障害対策施設のデジタル化については、原因者の特定が困難な場合など、受信者側で対応せざるを得ない事例の発生も予想されることから、このような場合に受信者側が負担する調査・改修費用などに対する支援措置を講ずること。また、当事者間の協議が円滑に進むよう、具体的な協議の進め方を早期に示すと

もに、相談体制を確立すること。

受信側の地上デジタル放送への円滑な移行を図るため、視聴者への更なるきめ細かな周知広報や相談窓口の拡充、また、経済的弱者への簡易チューナーの給付やアンテナ改修の支援など、地上デジタル放送の普及のための十分な支援措置を講ずること。

アナログ放送の停波までに、地上系ネットワークにできる限りの対策を講じることは言うまでもなく、やむを得ず衛星によるセーフティネットを実施するに当たっては、実施期間終了までの地上系ネットワーク移行の計画について、整備の時期や方法を明らかにするとともに、現に視聴している放送環境を確保する措置を講ずること。

公共分野におけるデジタル放送の利活用を図るため、住民サービスを向上させる新たなアプリケーションの研究開発を積極的に進めるとともに、開発されたアプリケーションを地方公共団体に提供すること。

- (3) ユビキタスネットワーク社会の実現に向けた超高速無線 LAN 技術、電子タグ技術、センサーネットワーク技術、IPv6 技術、携帯情報端末などのユビキタス関連技術の研究開発を一層推進するとともに、実証実験の地方展開や新規導入に当たっての財政支援措置の拡充等、地方における取り組みの進展につながる措置を講ずること。
- (4) 電子自治体を構築し、住民サービスの向上や業務の効率化を図るため、地方公共団体の行う情報通信基盤等の整備及び運営経費に対する財政措置の充実を図ること。
- (5) 国・地方公共団体に対する申請・届出等手続のオンライン化が進められている中、旅券オンライン申請がサービスの停止を余儀なくされるなど、オンライン利用が全体として進まない状況は、国の IT 新改革戦略ばかりでなく地方公共団体の電子化の推進にも大きく影響するものである。

このような状況を踏まえ、地方における電子行政の実現をより円滑に進めるため、次のとおり適切な措置を講ずること。

国の法令に基づく地方公共団体に対する申請・届出等手続のオンライン化に際し、真に住民にとって利便性の向上が認められるよう、本人確認手段や添付書類の扱い等の業務の見直しが可能となるよう、制度改正を含めた更なる簡素化・合理化を行うこと。

電子行政の基盤となる公的個人認証サービスについては、広範囲な普及と費用削減に向けて抜本的な措置を講ずること。

自動車O S S（ワンストップサービス）のような国が地方と一体となって運営する全国規模のシステムを構築する際は、十分なニーズ調査を行うとともに、すべての地方公共団体で円滑に導入できるよう、安価で効率的なシステムを実現すること。

〔その他〕

61 米軍基地問題の解決促進について

沖縄県には、現在もなお、狭隘な県土に全国の米軍専用施設面積の約 75 パーセントにのぼる広大な米軍基地が所在しており、計画的な都市づくりなどの振興開発を促進する上で大きな制約となっているほか、米軍基地に起因する様々な事件・事故や環境問題等が県民生活に多大な影響を及ぼしています。

沖縄県民は、戦後 63 年間にわたってこのような広大な基地の存在及び運用等に伴う過重な基地負担を背負ってきており、基地問題の解決を強く望んでいます。

沖縄県に所在する米軍基地の整理縮小を着実に推進するためには、S A C O 合意事案を実現させ、段階的な基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると考えており、現在、その実現に向けて沖縄県は国と連携を図りながら取り組んでいるところです。

このような中、平成 18 年 5 月 1 日に在日米軍再編にかかる日米の最終合意がなされ、海兵隊司令部等のグアムへの移転、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還・整理・統合が盛り込まれるなど、米軍基地の整理縮小に向けた方策が示された内容となっており、確実に実施されなければならないと考えております。

普天間飛行場の移設に係る日米合意案については、地元名護市から可能な限り沖合に寄せてもらいたいとの要望があります。政府においては、このような地元の意向に十分配慮することが早期移設につながるものと考えております。

また、移設するまでの間で、現在の普天間飛行場の危険性をそのまま放置することはできないことから、早期に危険性を除去し、騒音の軽減を図るなど、「3 年目途の閉鎖状態の実現」を政府に対して求めているところであります。

また、S A C O 合意事案はもとより、在日米軍再編最終合意による嘉手納飛行場より南の米軍基地の返還等の実施に当たっては、駐留軍従業員や跡地利用など地域住民の生活及び隣接する地域への影響など県民生活に対する総合的な対策が不可欠であります。

さらに、今回の合意事案以外についても、日米両政府においては、県民の目に見える形での米軍基地の整理縮小等に取り組むことが必要であります。

また、米軍基地に起因する様々な事件・事故や環境問題等の解決を促進するためには、米軍基地の提供や運用等を定めた日米地位協定を抜本的に見直すこと、基地の運用に伴う安全性の確保や米軍人等の犯罪防止に万全の対策を講じ、綱紀粛正についてより一層の徹底を図ることなどが必要であると考えています。

沖縄の基地問題は、単に沖縄という一地域の問題ではなく、我が国の外交・安全保障政策の根幹であり、国民全体に関わる重要な課題であります。

については、過重な米軍基地を負担している沖縄の実情及び県民の強い意向を踏まえ、

沖縄県の米軍基地問題の解決を要望します。

62 佐世保港におけるすみ分けの早期実現について

長崎県佐世保港においては、在日米海軍、海上自衛隊、民間企業等の施設が混在していることから、立神港区第4・5号岸壁の競合をはじめ様々な問題が発生しています。国においては、佐世保港のすみ分けを視野に入れた、ジュリエット・ベイスンにおける新たな岸壁の整備や移転集約構想等に積極的に取り組んでいただいておりますが、立神岸壁等の返還について「基本的な考え方が日米合同委員会で合意」され、その条件であるジュリエット・ベイスンの新たな岸壁もまもなく完成予定であることから、すみやかな返還を要望します。

なお、抜本的解決にいたるまでの間における立神岸壁の競合問題については、その地域経済に及ぼす影響の大きさに鑑み、現在使用している民間企業の継続使用について、併せて要望します。

また、日米合同委員会施設調整部会で佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）の移設に伴う針尾島弾薬集積所の施設整備に関し、日米双方の認識が一致したところであり、佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）については、臨海地帯の中心部を占め、周辺地域に住宅が密集してきており、弾薬庫の存在が住民に不安を与えていることから、早期の移転・返還を要望します。

63 太陽光発電システムの導入促進について

世界のエネルギー消費量は依然として増加傾向にあり、その約 9 割を石油等の化石燃料に依存している状況にあります。

こうした状況の中、「京都議定書」の第 1 約束期間が平成 20 年 4 月から始まり、わが国をはじめ、各国が本格的に二酸化炭素等温室効果ガスの削減対策に取り組む必要がでてきております。

また、平成 19 年 2 月に公表された IPCC 第 4 次評価報告書では、気候システムに温暖化が起こっていると断定するとともに、人為起源の温室効果ガスの増加が温暖化の原因とほぼ断定され、今後、21 世紀末には 1990 年に比べ、地球の気温が 1.1～6.4 上昇すると予測されるなど、重大な地球環境問題となっています。

地球温暖化防止の施策の中でも、新エネルギーについては、資源制約が少ないこと、二酸化炭素の排出が少なく環境に与える負荷が小さいこと、潜在的に大きな供給力を担う可能性があること等から、積極的な導入が求められています。

特に太陽光発電については、本年 7 月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」の中で、導入量の大幅な拡大が明記され、これを受けて、住宅用太陽光発電システムの設置に係る補助事業実施に向けた準備が進められています。

地球温暖化防止という観点からも、また、わが国の太陽光発電導入目標達成のためにも、今後、住宅用太陽光発電システムの設置拡大に並行して太陽光発電による電力の長期固定価格買取制度を導入するなど、太陽光発電導入時のコストを回収できる制度の創設を提案します。

64 北朝鮮による拉致問題の徹底した真相究明等について

平成 14 年 9 月の日朝首脳会談において、金正日総書記は北朝鮮による拉致を認め謝罪したものの、拉致被害者のうち熊本県出身者 1 名、長崎県出身者 1 名及び鹿児島県出身者 2 名を含む 10 名の方々は死亡・未入国と伝えられ、被害者の家族や関係者にとって誠に残念な結果が報告されたところです。

平成 16 年 5 月の小泉首相と金正日総書記との首脳会談を契機に、既に帰国した拉致被害者の家族 8 名全員の帰国・来日の実現しましたが、拉致被害者のうち死亡・未入国と伝えられた方々については本格的な再調査の約束をしたにもかかわらず、平成 16 年 11 月 9 日から開催された第 3 回日朝実務者協議において北朝鮮から提供された情報や物証は全く信頼性を欠いており、依然として、生存確認、拉致の状況、北朝鮮での生活状況等は判明していません。

このような中、平成 20 年 8 月に開催された日朝公式実務者協議において、拉致被害者に関する再調査を北朝鮮の調査委員会が実施し、今秋に結果を出すことで合意したところです。

拉致問題は人間の尊厳、自由及び基本的人権を侵害する未曾有の国家的犯罪であり、国民の生命と安全に関わる重大な問題であります。また、平成 17 年 12 月には国連総会本会議においても初めて北朝鮮非難決議が採択され、外国人の拉致の問題を含め北朝鮮の人権状況に深刻な懸念を表明しています。

ついては、次のとおり、拉致問題の一日も早い全容と真相の究明及び早期全面解決のため、再調査を実効性あるものとし、生存者及びその家族の永住帰国の早期実現並びに被害者及びその家族への損害賠償のため、毅然とした態度で交渉を続けられるよう強く要望します。

- (1) 被害者の生存確認、拉致の状況、北朝鮮での生活状況などの全容と真相の究明のため、実効性のある再調査を求めること。
- (2) 生存者及びその家族の永住帰国の早期実現を図ること。
- (3) 被害者や被害者の家族が受けた損害に対し、北朝鮮に賠償を求めること。
- (4) 北朝鮮へ拉致実行犯の早期引き渡しを強く求めること。

65 中国からの訪日観光客の増加のための短期滞在査証（ビザ）の発給に係る取扱いの緩和等について

2007 年の日本からの海外旅行者は年間約 1,729 万人を超えているのに対し、日本を訪れる外国人旅行者は約 835 万人にとどまっています。このため、国においてはグローバル観光戦略を策定し、観光産業を 21 世紀のリーディング産業と位置づけるとともに、観光立国推進基本計画において、2010 年までに外国人旅行者数を 1,000 万人にすることを目標とし、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にすることを目指して、東アジア等からの訪日観光客へのビザの発給に係る要件の緩和等を進めているところです。

しかしながら、我が国の外国人に対する訪日旅行ビザ制度が、海外からの旅行者を増大させるに当たっての大きな障害となっていることを踏まえ、良好な公安、治安の維持に配慮し、この手続きにかかる負担をできる限り軽減する方向で検討を進めることとし、特に中国からの旅行者を増大させることが重要です。

については、観光のみの目的で訪日を希望する中国人に対しては、現在、団体観光短期滞在査証しか発行されていないことから、今後は、所得、海外渡航実績等、一定の要件を満たす中国人全てに対し短期滞在査証を発給し、個人での訪日も可能となるよう要望します。

66 新しい公益法人制度へのスムーズな移行に係る取組について

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、現行の公益法人制度にみられる様々な問題に対応するため、平成18年6月、明治29年の民法施行以来初めての公益法人制度の抜本的改革が行われました。

今年12月1日の施行に向けて、国においては、関係政令、府令、公益認定に係る運用ガイドラインの制定等、各県においては各種説明会の開催や民間有識者による合議制の機関の設置などの準備が進められています。

現在ある約25,000の公益法人は、施行後5年間の経過措置期間のうちに新たな公益法人への移行の認定、あるいは一般社団・財団法人への移行の認可等それぞれの方向を決めていくわけですが、これらの法人はその規模も事業内容も様々であり、既存の公益法人が移行等を完了するまでには、なお、相当の対応が必要になると予想されます。つきましては、このような状況を踏まえ、新しい公益法人制度へスムーズに移行できるよう、以下の2項目を要望します。

- 1 国民への制度の普及・啓発の徹底
- 2 特例民法法人（国所管法人で新制度において知事に移行認定等を申請するものを含む。）の新制度移行のための適時適切な情報提供などの支援